

## 子ども・若者をめぐる現状と課題

### 1 社会環境と子ども・若者

- (1) 子ども・若者人口の減少 ……………P1
- (2) 少子化・核家族化の進行 ……………P2・3
- (3) 情報化社会の進展 ……………P4・5
- (4) グローバル化の進展 ……………P6
- (5) 子ども・若者の自己形成
  - ①学校と勉強 ……………P7・8
  - ②体力・運動能力の状況 ……………P9
- (6) 子ども・若者の社会参加活動 ……………P10
- (7) 子ども・若者の就労状況と意識 ……………P11・12

### 2 困難を有する子ども・若者

- (1) ニート(若年無業者) ……………P13・14
- (2) ひきこもりの子ども・若者 ……………P15・16
- (3) いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況 ……………P17～20
- (4) 少年非行の現状 ……………P21～23
- (5) 子どもの貧困の状況 ……………P24
- (6) 若者の自殺の状況 ……………P25
- (7) 児童虐待の状況 ……………P26
- (8) 外国人児童生徒 ……………P27・28
- (9) ヤングケアラー ……………P29

### 3 家庭・地域と子ども・若者

- (1) 家庭における教育力 ……………P30・31
- (2) 地域における教育力 ……………P32

# 1 社会環境と子ども・若者

## (1) 子ども・若者人口の減少

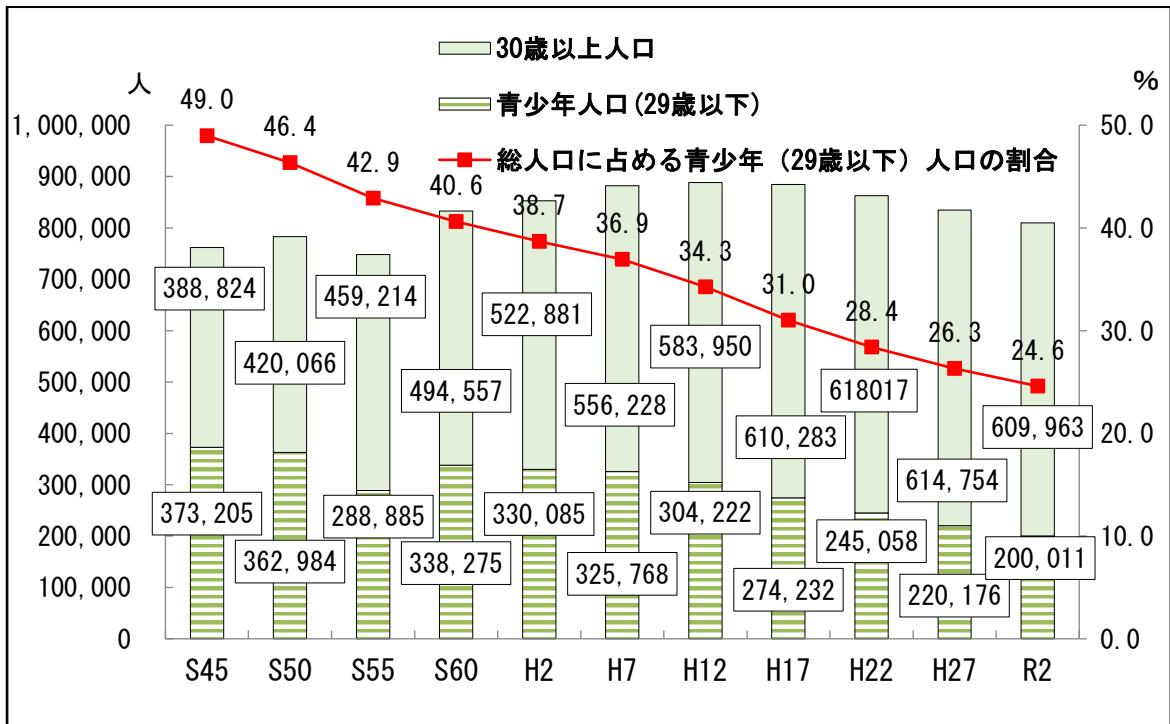
総務省の「国勢調査」によると、令和2年10月1日現在の山梨県の総人口は80万人（令和6年12月1日現在は78万9534人：山梨県常住人口調査結果）となっており、平成12年の88万人をピークに減少に転じています。このうち、子ども・若者（0～29歳）の人口は20万人で、総人口の24.6%を占めています。

子ども・若者の人口は、ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子ども・若者の割合は、昭和45年の「国勢調査」で50%を下回り、その後も減少を続けています。【図表1】

この現象は、出生率の低下、平均寿命の伸長に起因しますが、加えて大学等への進学や就職による子ども・若者の県外流出も要因の一つになっています。

人口が減少する中で、持続可能な地域社会をつくるためには、高齢者や女性、障害者などを含む全員参加型の社会が求められます。そのために、生涯にわたって学び続け、一人ひとりの持てる力を生かすことが可能な社会づくり、安心して子どもを産み、仕事を続けながら、楽しくやりがいをもって子育てすることができる環境が整った社会づくり、障害の有無を問わず誰もが住みやすい社会づくりに向けた取組を推進する必要があります。

【図表1】総人口に占める子ども・若者人口の割合の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」（昭和45年～令和2年）

## (2) 少子化・核家族化の進行

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり少子高齢化社会が到来しています。

山梨県における令和5年の出生数は、4,397人、合計特殊出生率は1.32で、出産世代の女性人口は年々減ってきており、今後も少子化が進行すると考えられます。【図表2】

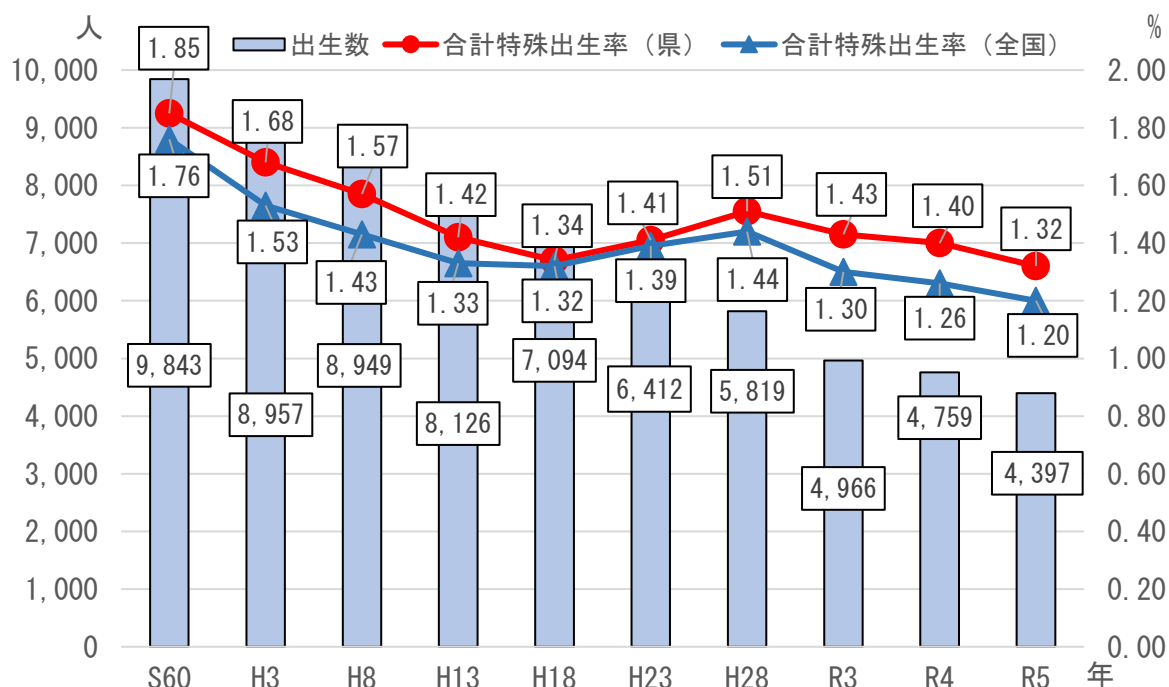
また、全国で18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、平成7年の33.3%から、令和5年は18.1%と大きく減少しています。【図表3】

さらに、親と子どもだけの核家族は、平成7年の69.4%から令和5年は82.4%に増加している反面、親と子ども、祖父母からなる三世帯世帯は26.9%から11.2%に減少しており核家族化も進行しています。【図表4】

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、核家族化も加わって、子どもの人間関係が固定的になり、同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で、子どもの自主性や社会性が育まれる機会を少なくしていると考えられます。

次代を担う子ども・若者が健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育てを家庭、学校、地域社会、企業等が一体となって、社会全体で支援する取組をさらに進めていくことが必要になります。

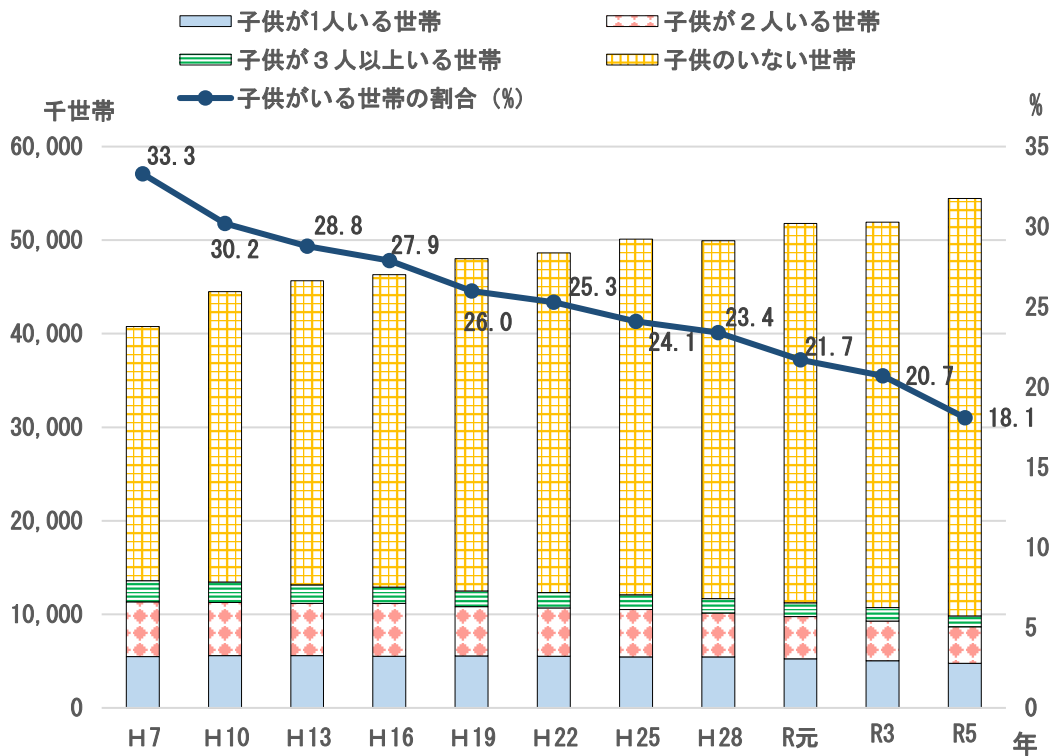
【図表2】出生数・合計特殊出生率の推移（山梨県・全国）



\* 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数の平均。

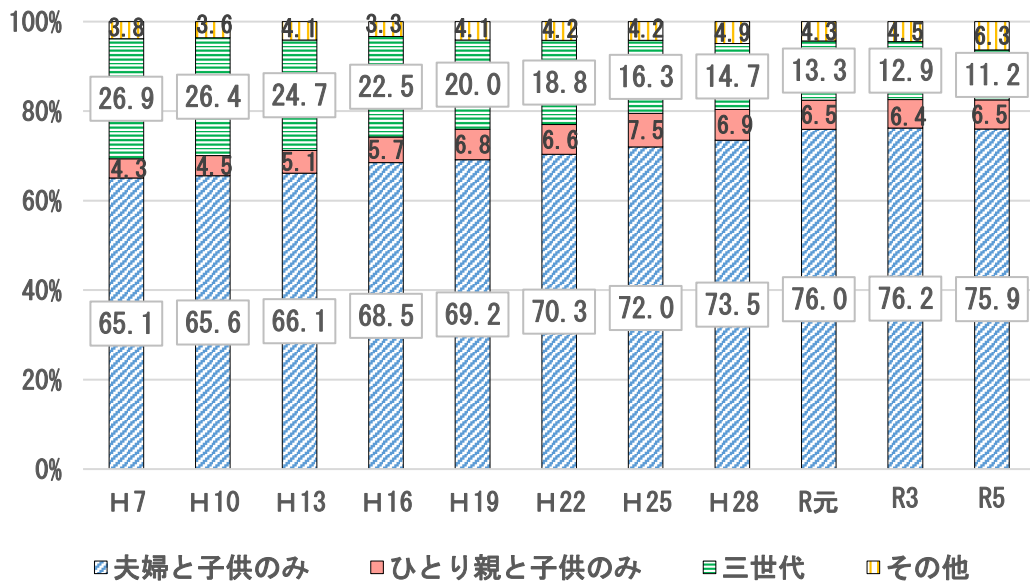
資料：総務省「人口統計調査」（昭和60年～令和5年）

【図表3】世帯数と18歳未満の子どもがいる世帯数割合（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成7年～令和5年）

【図表4】18歳未満の子どもがいる世帯の内訳（世帯構造別）（全国）



\* 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成7年～令和5年）

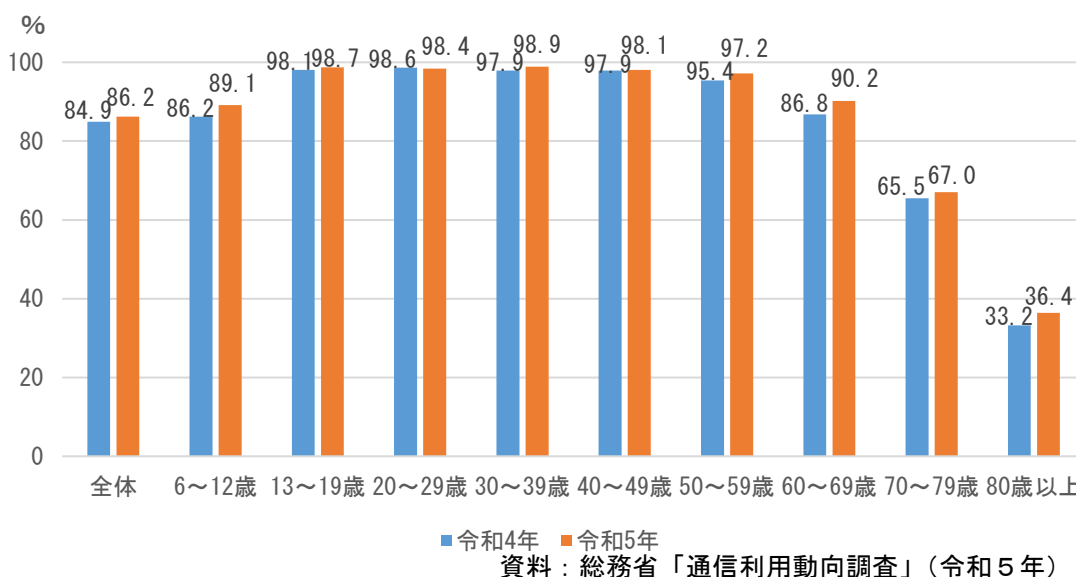
### (3) 情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。

ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及し、私たちはインターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。

総務省の「通信利用動向調査」によると、年齢階層別インターネットの利用状況（個人）は、13歳～69歳の年齢層でインターネット利用が9割を超え、6歳～12歳の年齢層においても9割近くになっています。【図表5】

【図表5】年齢階層別インターネット利用状況（個人）（全国）

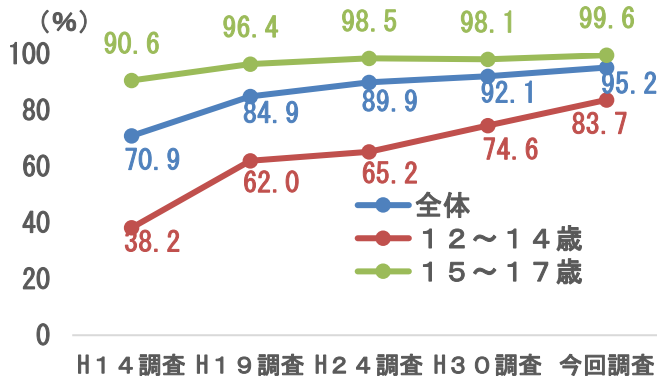


当課が一昨年実施した「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、12歳～14歳（中学生層）のスマートフォン・携帯電話の所持率が83.7%と前回調査(平成30年)よりも増加し、およそ5人のうち4人がスマートフォン・携帯電話を所持しています。【図表6】

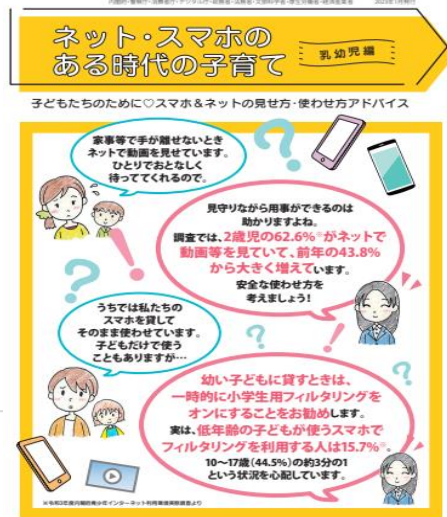
また、同調査では、一日にインターネットにアクセスする時間が「3時間以上」が最も多く、35.0%になっています。前回調査(平成30年)と比較すると全体的にインターネットにアクセスする時間が増加しています。【図表7】

内閣府では、平成31年から小さな子どもをもつ保護者に向けて「ネット・スマホのある時代の子育て」のリーフレットを作成し、我が子へスマホやネットをどのように見せたり、使わせたりするのかをアドバイスしています。このことは、子どもが小さなうちからスマートフォンの使い方に関する取組をしていく必要性があることを示しています。【図表8】

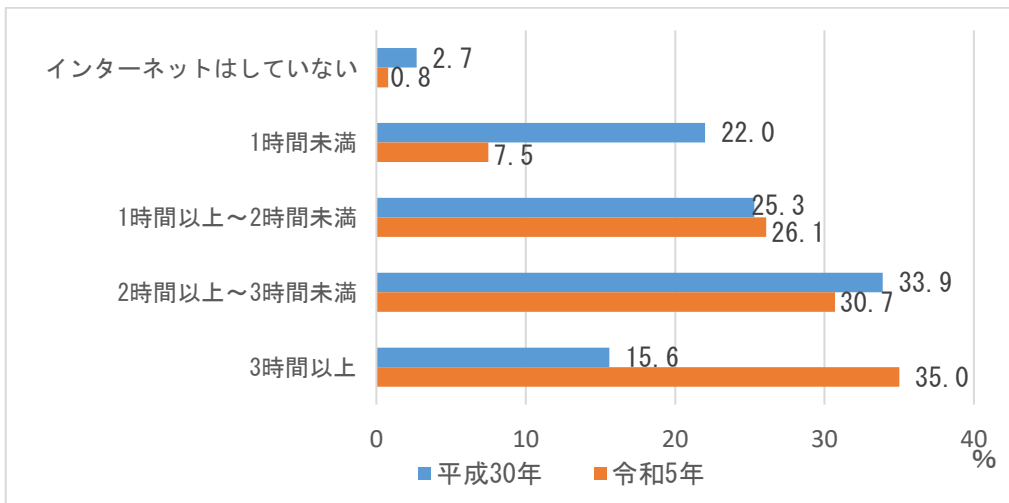
【図表6】スマートフォン・携帯電話の所持率 【図表8】内閣府リーフレット（令和5年）  
（山梨県） ネット・スマホのある時代の子育て



資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）



【図表7】一日にインターネットにアクセスする時間（学校や仕事のある日）（山梨県）



資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）

インターネットは、瞬時の情報入手を可能とし、生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業などを創造することが期待される反面、子ども・若者の健全な育成にとって有害な情報があふれており、利用方法によっては、青少年が犯罪の被害者や加害者となるおそれがあります。

このことから、インターネットを適正に利活用する能力を育成するとともに、家庭・学校・地域・企業の連携により、社会全体で子ども・若者を有害環境から守る取組を推進していく必要があります。

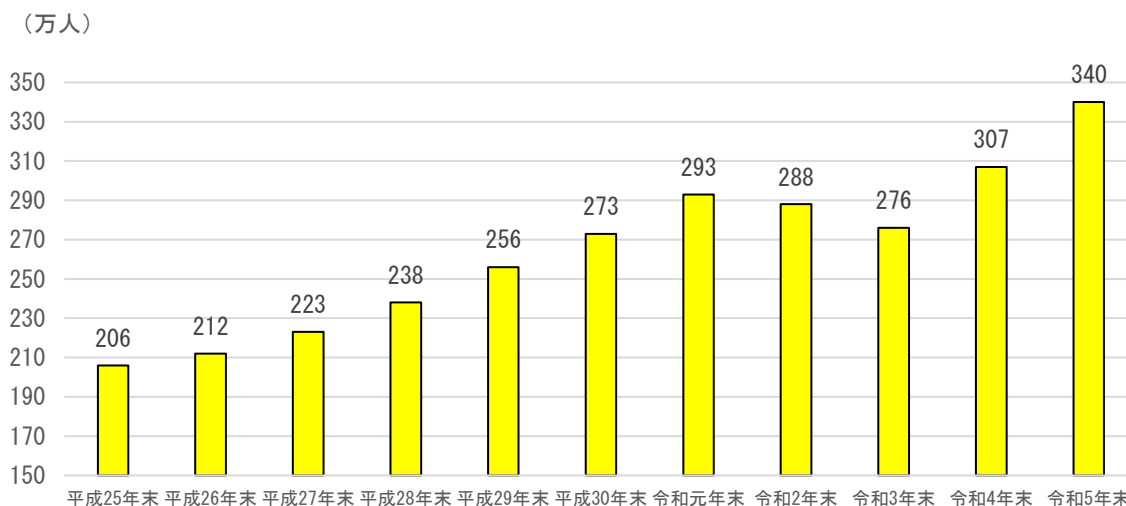
#### (4) グローバル化の進展

交通手段、ICTの進歩による国境を越えた人、モノ、情報の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野において、グローバル化が進んでいます。

法務省の在留外国人統計によると、日本に在留資格を持って滞在している在留外国人数は、平成25年末は206万人でした。その後年々増加し、コロナの影響もあり令和2年末からは若干減少したものの、令和4年末には再び増加し令和5年末には340万人に達し、過去最高となりました。【図表9】

地域社会においては、様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を深める取組とともに、自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着をもち、そして地域づくりに積極的に参画する人材育成も大切です。

【図表9】 在留外国人数の推移（総数）〔全国〕



資料：法務省「在留外国人統計」（令和5年）

## (5) 子ども・若者の自己形成

### ①学校と勉強

令和5年実施の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」項目の1つにあった「何のために勉強していると思うか」の問いに対し、中高生は「よい大学に入り、よい会社に就職するため」(40.2%)の回答が最も多く、続いて、「知識・技能を身につけるため」(34.6%)、「自分のやりたいことを見つけるため」(33.6%)と回答しています。【図表10】

過去の調査と比較すると、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」の割合が増え(平成24年:23.0%、平成30年:34.5%)、予測の難しい将来を見据えながら、就職を意識して勉強している傾向が強くなっています。

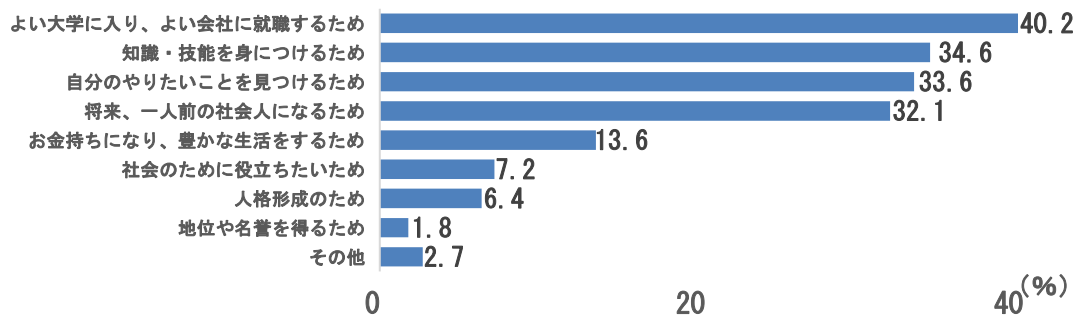
また、直近4年間の「全国学力・学習状況調査」における、本県の児童生徒の学力の状況を全国と比較してみると、各教科(国語・算数(数学))の平均正答率は、小学校では国語が少しずつ上昇傾向で、今年度は全国平均を上回りました。算数は全国平均をやや下回る傾向で、過去3年間その差に大きな変化はありません。中学校では、これまで国語は全国平均を上回っていましたが、今年度全国平均をわずかに下回りました。数学は毎年全国平均を下回り、その差は少しずつ広がっています。【図表11-1・2・3・4】

2020(令和2)年度より小学校から順次、新しい学習指導要領が全面実施となりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大によって前倒しされたGIGAスクール構想によって、1人1台端末が整備されて4年あまりが経ちました。

変化の激しい時代だからこそ、受け身ではなく変化を前向きに受け止め、AI(人工知能)とは異なる人間ならではの感性を働かせて、社会や人生をより豊かなものにし、現在では想像できない未来の姿を描き、実現したりすることがより一層必要です。

各学校においては、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むことがこれまで以上に求められています。

【図表10】何のために勉強していると思うか(山梨県)

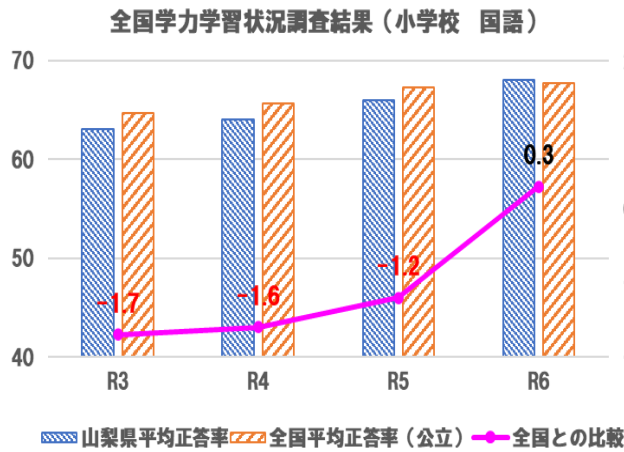


資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(令和5年)

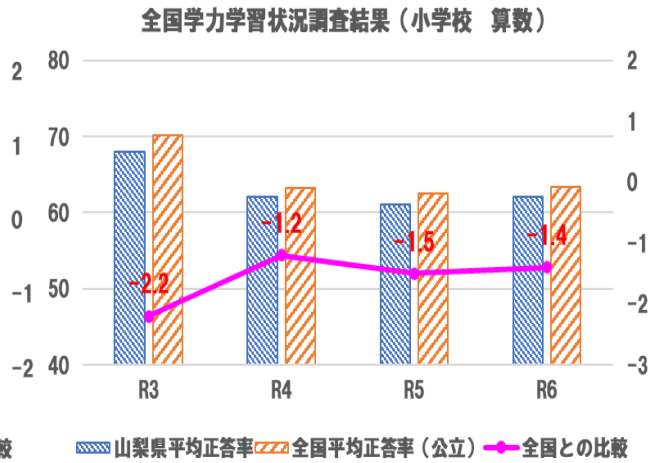


【図表 1 1】全国学力・学習状況調査の結果（全国・山梨県）（単位：点）

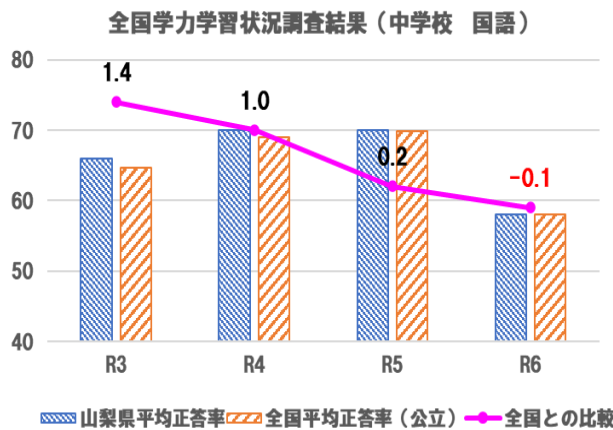
【図表 1 1-1】



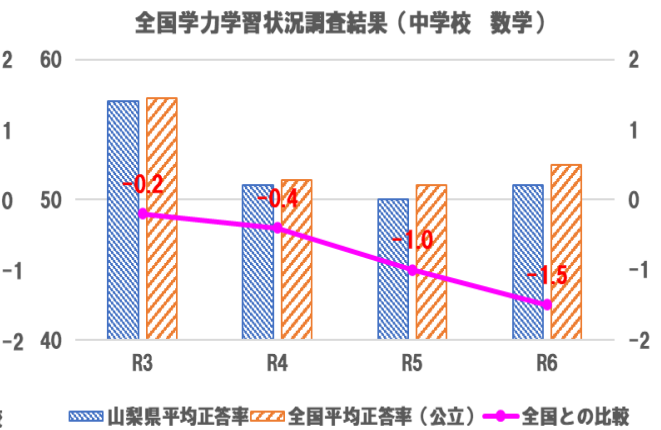
【図表 1 1-2】



【図表 1 1-3】



【図表 1 1-4】



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和3年～令和6年）

全国学力・学習状況調査とは

◇調査の目的：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から，全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し，教育施策，児童生徒への教育指導の充実や学習状況等の改善を図る

◇調査対象：国・公・私立学校の小学校第6学年，中学校第3学年

◇調査内容

①教科に関する調査（国語，算数・数学）H31年度調査から英語が加わった

②生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

## ②体力・運動能力の状況

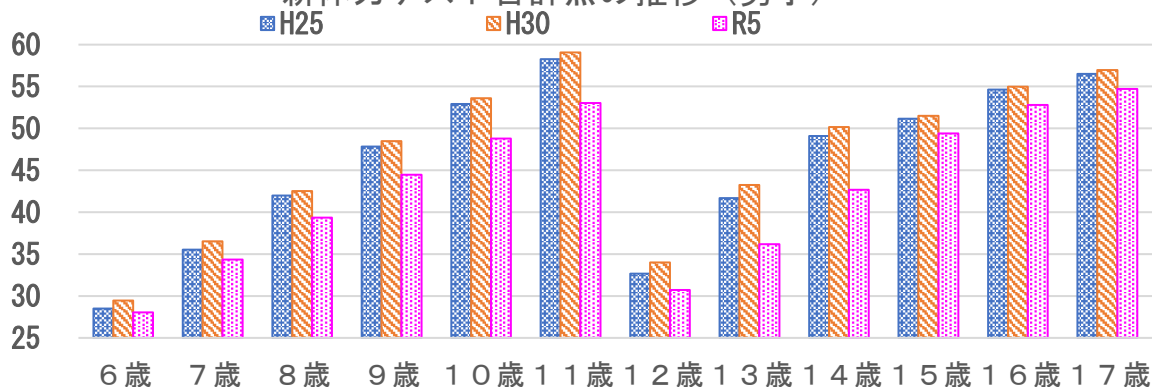
県スポーツ健康課が毎年行っている「新体力テスト・健康実態調査」の平成25年度から令和5年度までの5年ごとを年齢段階別に比較すると、本県の子ども・若者の体力・運動能力の実態は、男女ともに全年齢段階で令和5年度は平成25年度・30年度の合計点を下回っています。

中でも、中学生（12歳～14歳）の年代が過去2回の合計点よりも大きく下回っています。【図表12-1・2】

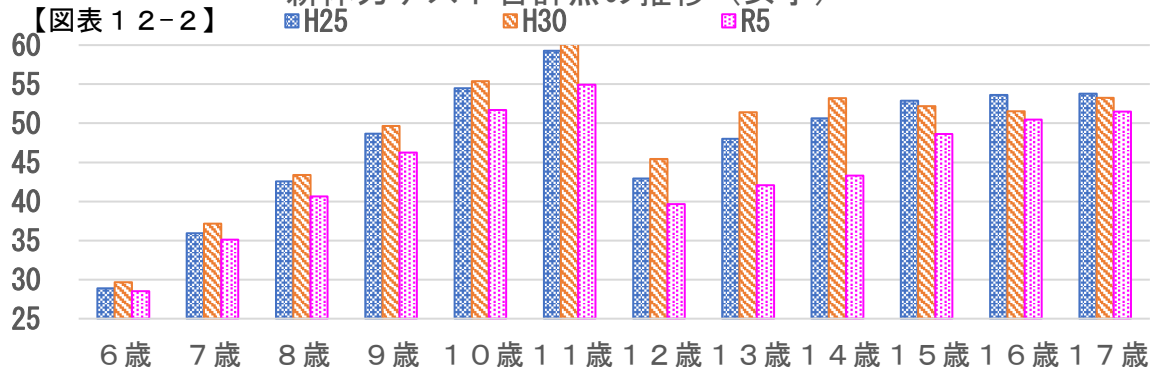
人生100年時代を生きる子ども・若者にとって、健やかな心身の育成を図ることは、きわめて重要です。体力は人間の活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える上で重要な要素です。

このため、家庭、学校、地域社会が連携・協力して、子ども・若者が様々なスポーツに出会い、しなやかな心を培い、幸福な生活を営むことができるスポーツライフを実現していくことが重要です。

【図表12-1】 新体力テスト合計点の推移（男子）



【図表12-2】 新体力テスト合計点の推移（女子）



資料：県スポーツ健康課「新体力テスト・健康実態調査」

## (6) 子ども・若者の社会参加活動

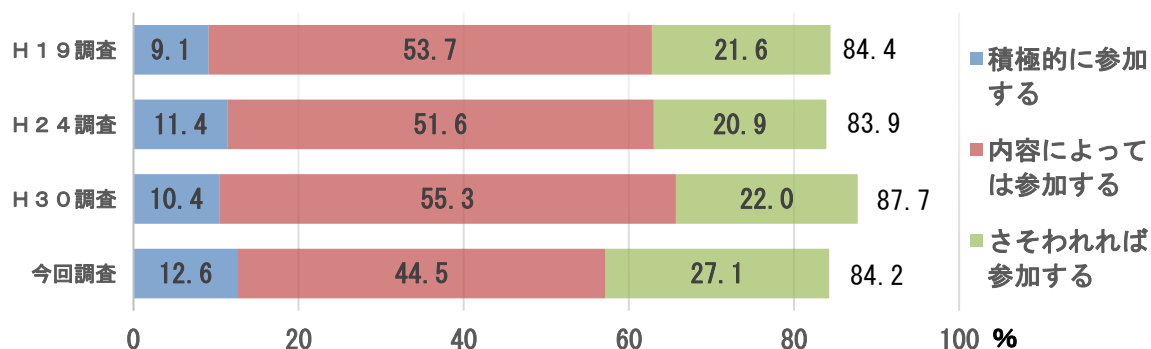
都市化や地域コミュニティの形骸化などから、地域への帰属意識が低下し、若者の地域離れが進んでいるといわれています。

「子ども・若者の意識と行動に関する調査」において、「地域をよくするための活動があれば参加するか」を尋ねたところ、「積極的に参加する」「内容によっては参加する」「さそわれれば参加する」とする「参加意向」の回答は84.2%で、前回調査より減少していますが、依然高い割合を示しています。【図表13】

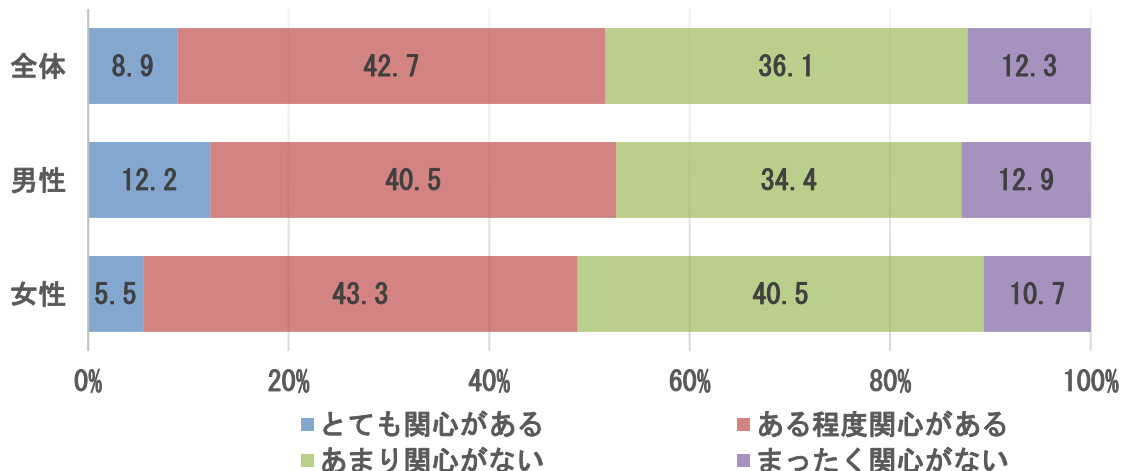
その一方で、「国や地方の政治に関心があるか」を尋ねたところ、「とても関心がある」「ある程度関心がある」とする「関心がある意向」の回答は、51.6%であり、「あまり関心がない」「まったく関心がない」とする「関心がない意向」の48.4%と大きな差異はありません。【図表14】

社会や地域の将来に関心をもち、子ども・若者の健全育成や福祉や防災活動などのボランティア活動を通じて、社会の構成員として様々な分野で貢献できる子ども・若者の育成が求められます。

【図表13】 地域をよくするための活動があれば参加するか（参加意向）（山梨県）



【図表14】 国や地方の政治に関心があるか（山梨県）



資料（図表13・14）：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）

## (7) 子ども・若者の就労状況と意識

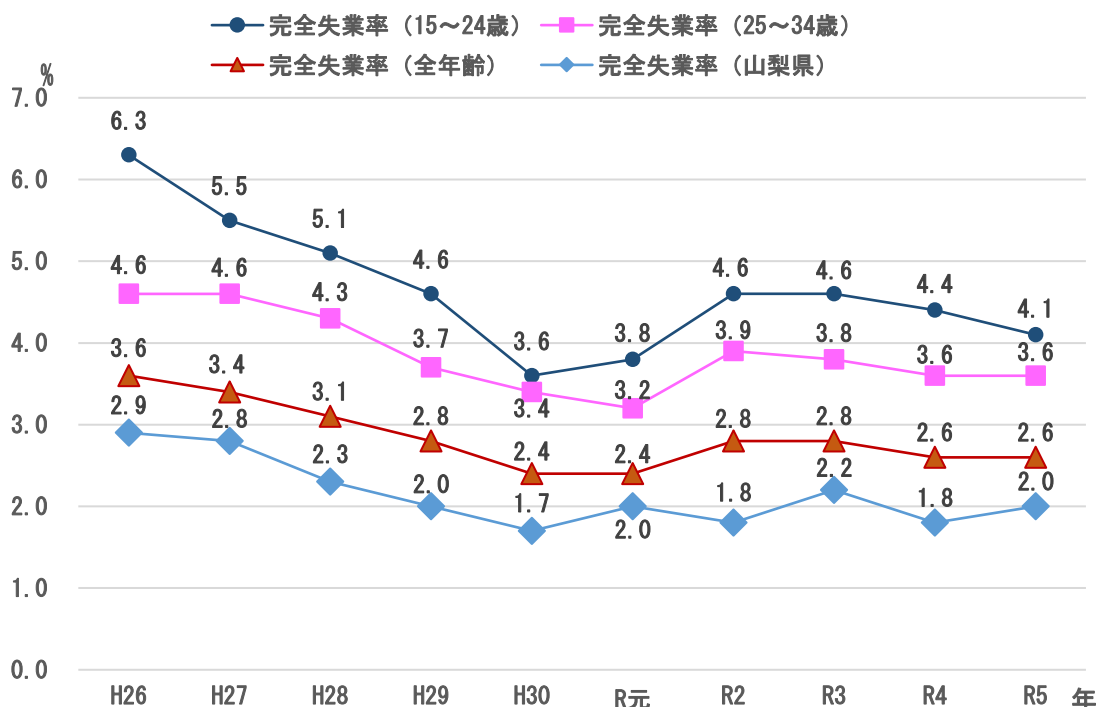
令和5年の「労働力調査」(総務省)によると、全国の若年層(15歳～34歳)の完全失業率は、15歳～24歳は4.1%、25歳～34歳は3.6%とやや低下、または変化なしという状況です。【図表15】

また、同調査によると、15歳から34歳までの若者のうち、フリーターとして働いている若者は全国で令和5年は134万人に及んでいますが、平成26年の178万人からは減少しています。【図表16】

しかし、令和5年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」項目の1つにあった「今の仕事についてどう考えているか」の問いに対し、「今の仕事についてしかたがないから続ける」と回答した人の割合が、平成19年の10.0%から、調査を重ねるごとに増加し、令和5年には30.9%となっており、就職はしたものの必ずしも望んだ職に就けていない現状が読み取れます。【図表17】

このような中、各学校段階でのキャリア教育の充実やインターンシップなどを通じて職業意識を醸成していくことや、就労が困難な若者には、状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力開発の支援などの機会を充実させることが必要です。

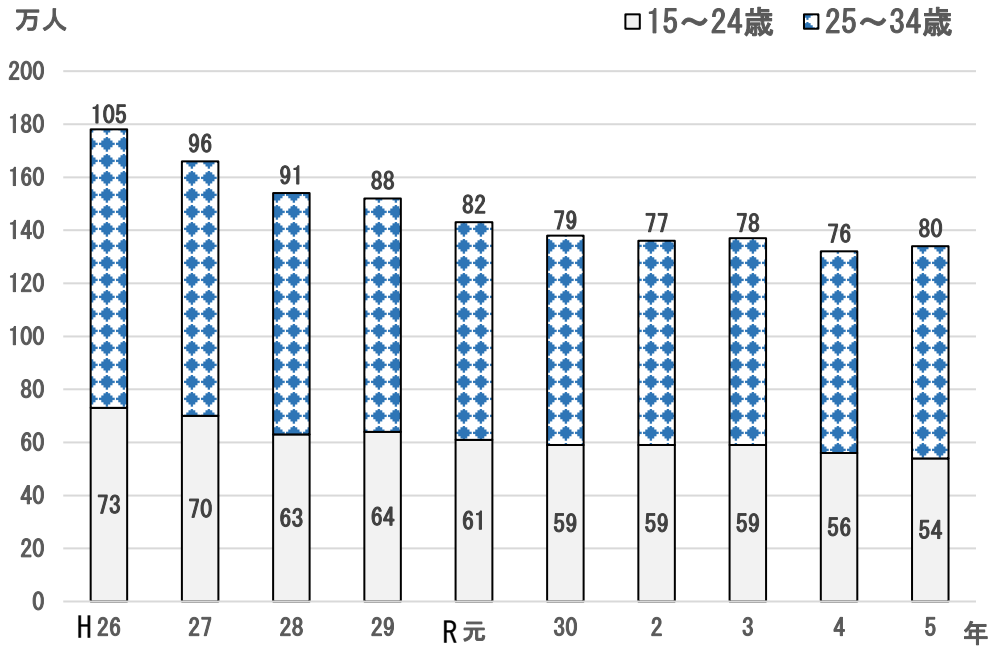
【図表15】完全失業率の推移(山梨県・全国)



\*完全失業率とは、労働力人口(15歳以上の働く意欲のある人)のうち、完全失業者(職がなく、求職活動をしている人)が占める割合で、雇用情勢を示す重要指標のひとつ。

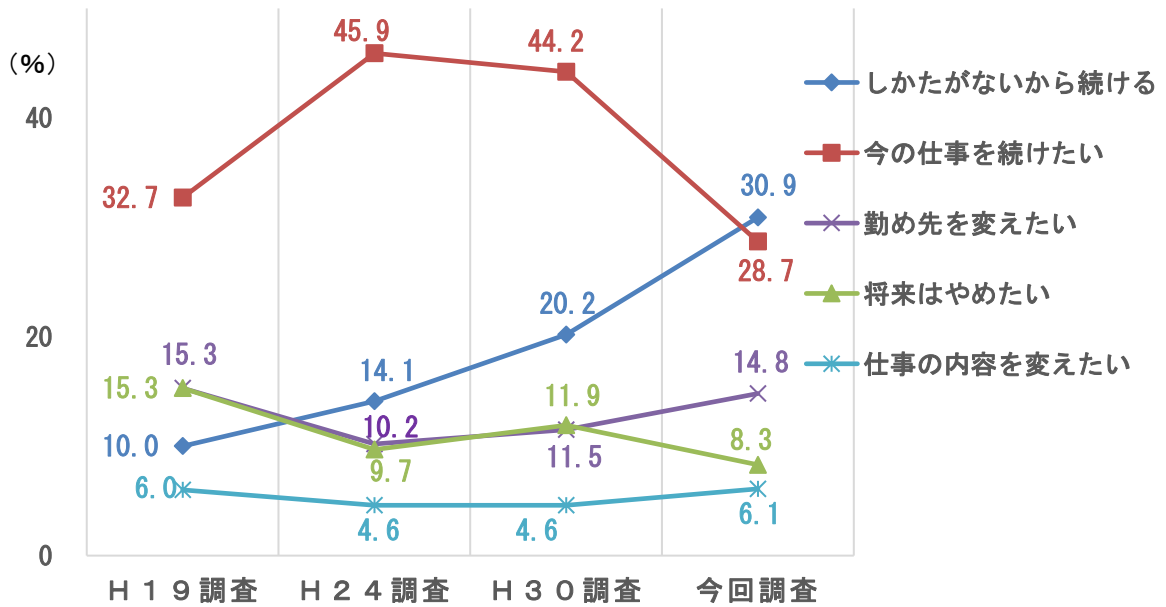
資料：総務省「労働力調査」(平成26年～令和5年)

【図表16】フリーターの推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（平成26年～令和5年）

【図表17】今の仕事についてどう考えているかの推移（山梨県）



資料：生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）

2 困難を有する子ども・若者

(1) ニート（若年無業者）

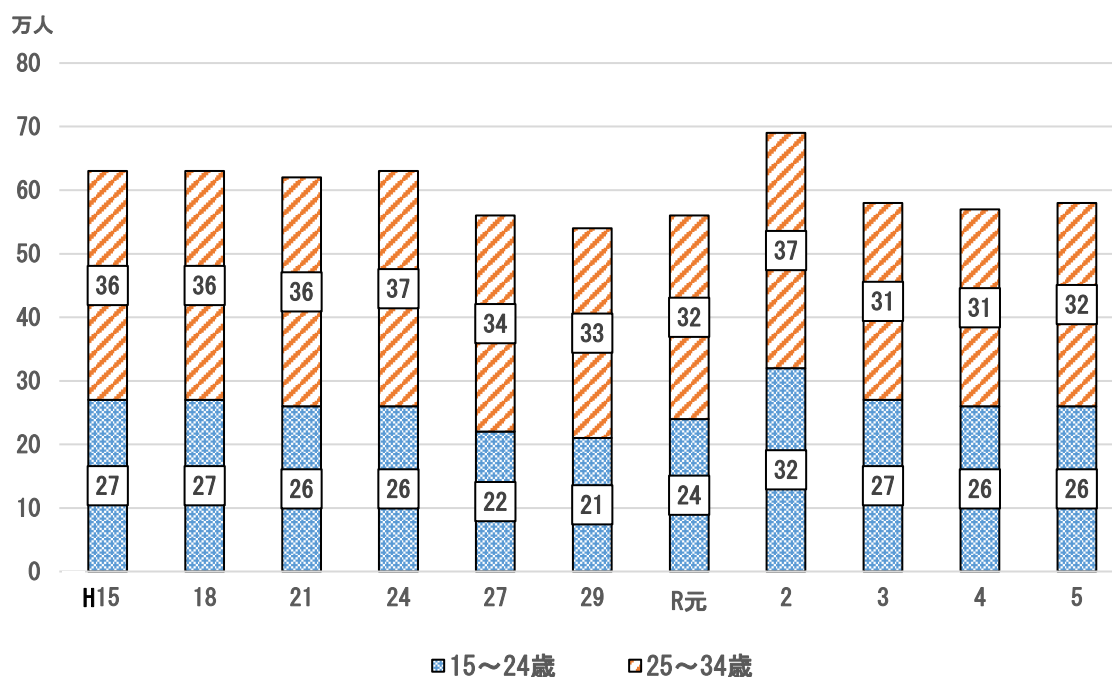
総務省は、ニート（若年無業者：「Not in Education, Employment or Training」の頭文字からとった造語）を15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と定義していますが、その数は平成15年以降、おおむね横ばいで推移しています。

令和5年の「労働力調査」（総務省）によると、ニートは全国で約58万人いるとされており、若年層の人口そのものが減少していることを考慮すると、高止まりの状況にあるといえます。【図表18】

令和5年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、ニートになると思われる要因は何かと尋ねたところ、「本人のやる気の問題」58.8%、「人間関係」58.6%、「家庭環境」49.1%が上位を占めています。【図表19】

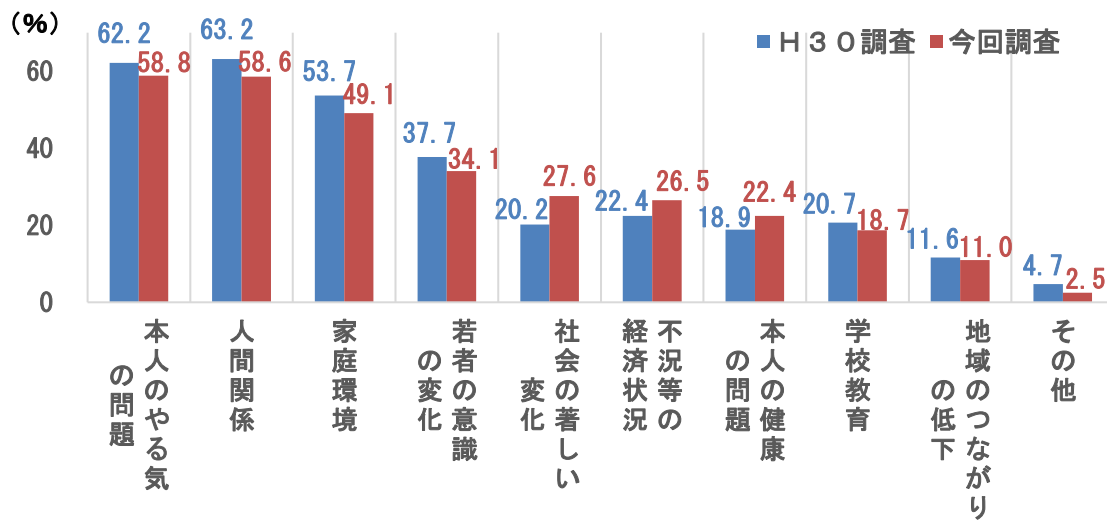
その一方で、労働政策研究・研修機構の「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開發現状③」によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、3人に1人が「病気やけがのため」の回答から、一般の子ども・若者と当事者との間で意識の相違がみられました。【図表20】

【図表18】ニート数の推移（全国）



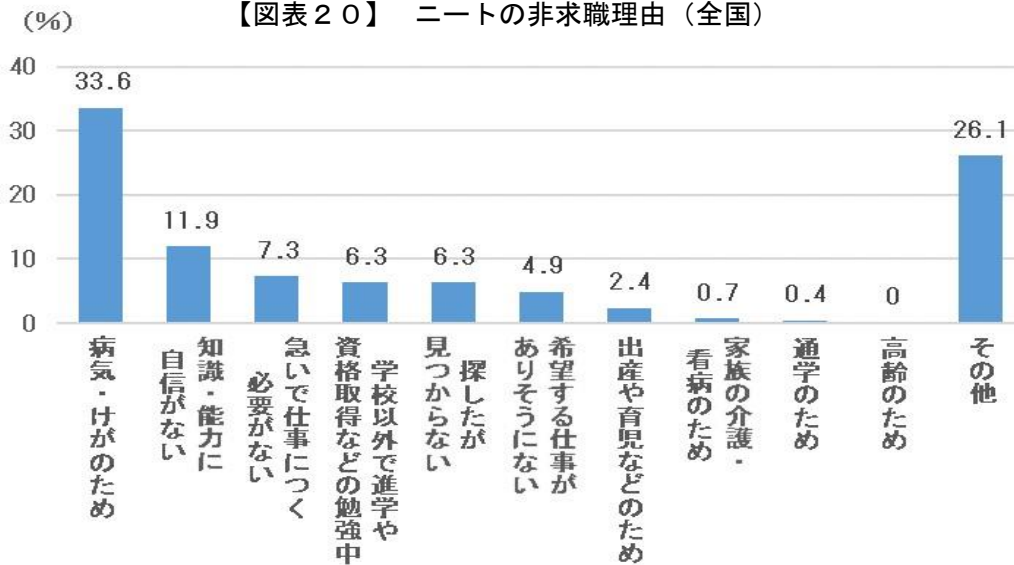
資料：総務省「労働力調査」（平成15年～令和5年）

【図表 19】 ニートになると思われる要因は何か（山梨県）



資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）

【図表 20】 ニートの非求職理由（全国）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」（令和元年）

ニートについては、働くことの大切さやさまざまな職業に対する見方・考え方を深めるとともに、相談支援の充実や職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要があります。また、その支援にあたっては、一人ひとりの抱えている課題をよく把握し、その状況に応じて、総合的な支援を実施することも必要です。

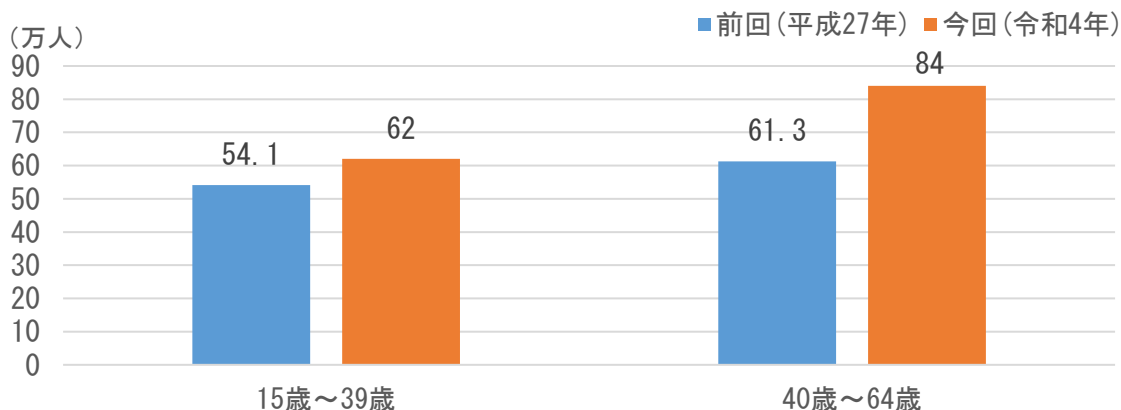
## (2) ひきこもりの子ども・若者

令和4年の内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、15歳～39歳の家や自室に閉じこもって外に出ない子ども・若者の「ひきこもり」は、全国で62万人と推計され、前回調査（平成27年）よりもおよそ8万人増加しています。【図表21】

令和5年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」の県内の12～30歳の「外出頻度が少ない群」の割合は、全体では前回調査（平成30年）よりも高く、特に女性や中学生（12歳～14歳）の割合が高くなっています。【図表22】

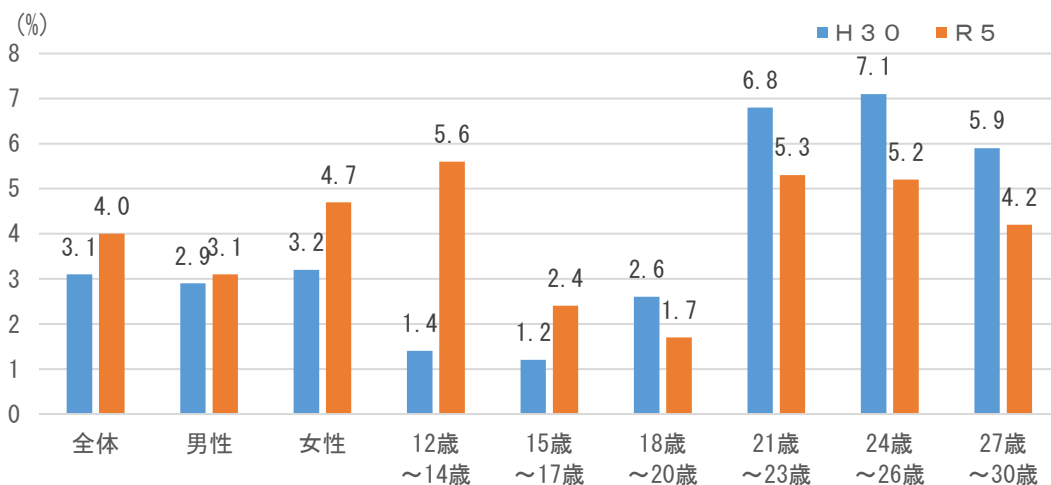
また、外出しなくなったきっかけとしては、「病気やけが」16.4%、「人間関係がうまくいかなかった」15.1%、「学校になじめなかった」12.3%の順になっています。【図表23】

【図表21】 ひきこもりの推計数（全国）



資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年）

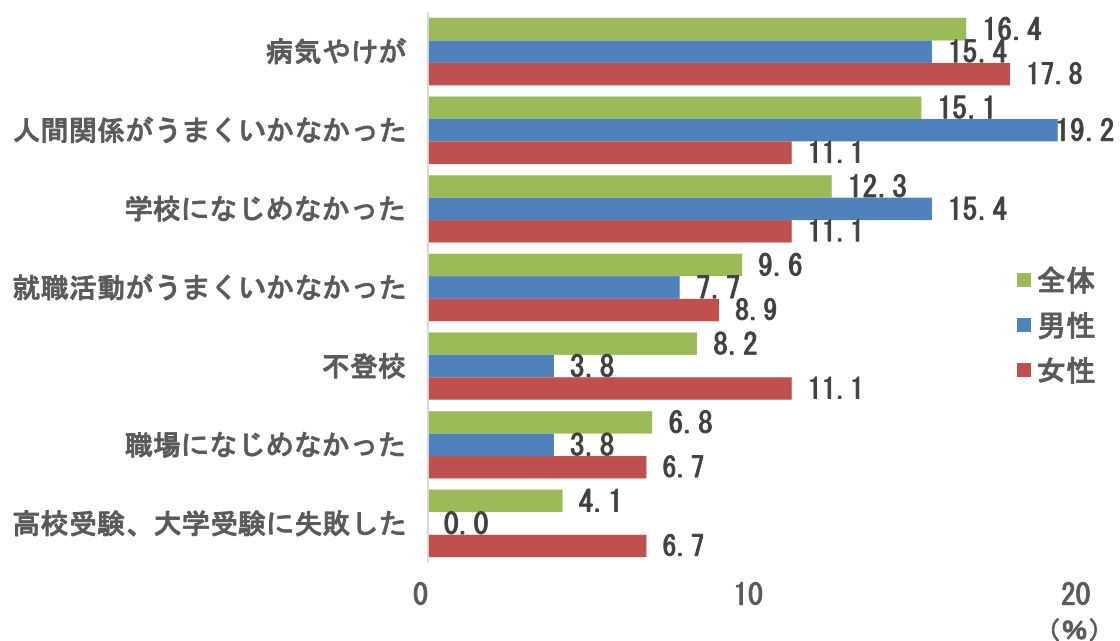
【図表22】 普段どれくらい外出するか 「外出頻度が少ない群」の割合



資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）



【図表 2 3】外出しない状況になったきっかけは何か（ひきこもり群）（山梨県）



資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和 5 年）

令和 4 年の内閣府の調査では、中高年（40 歳～64 歳）のひきこもりが 84 万人と若年層よりも人数が多く、ひきこもりの長期化・高齢化も問題になっています。ひきこもりの要因は様々であることから、本人や家族の方は、それぞれ異なる悩みやニーズをもっています。

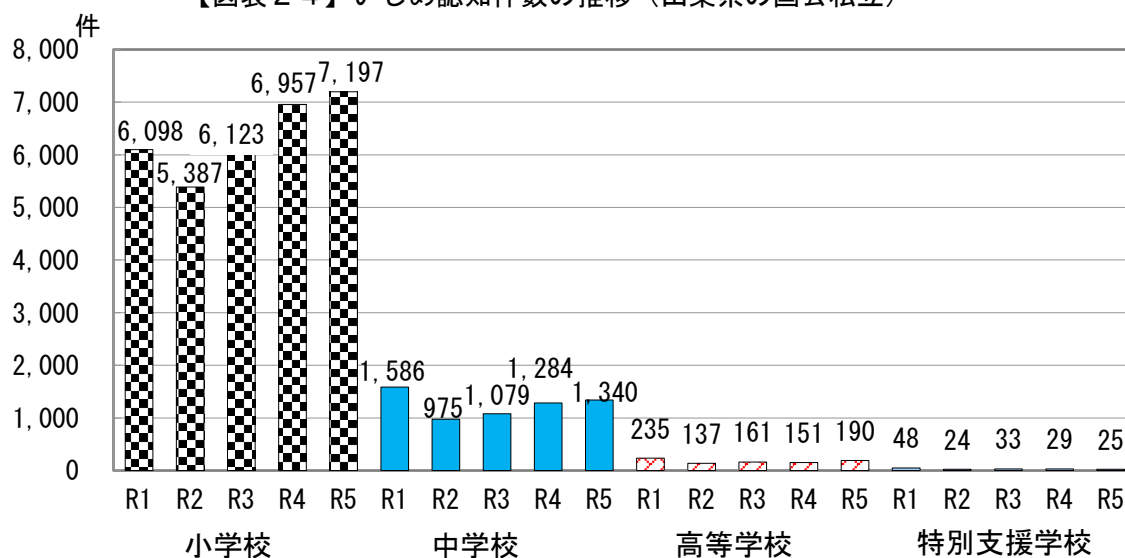
本人や家族の方の相談に的確に対応し、長期化しないように早めの対応や支援が必要になります。

### (3) いじめ、不登校、暴力行為、高校中途退学の状況

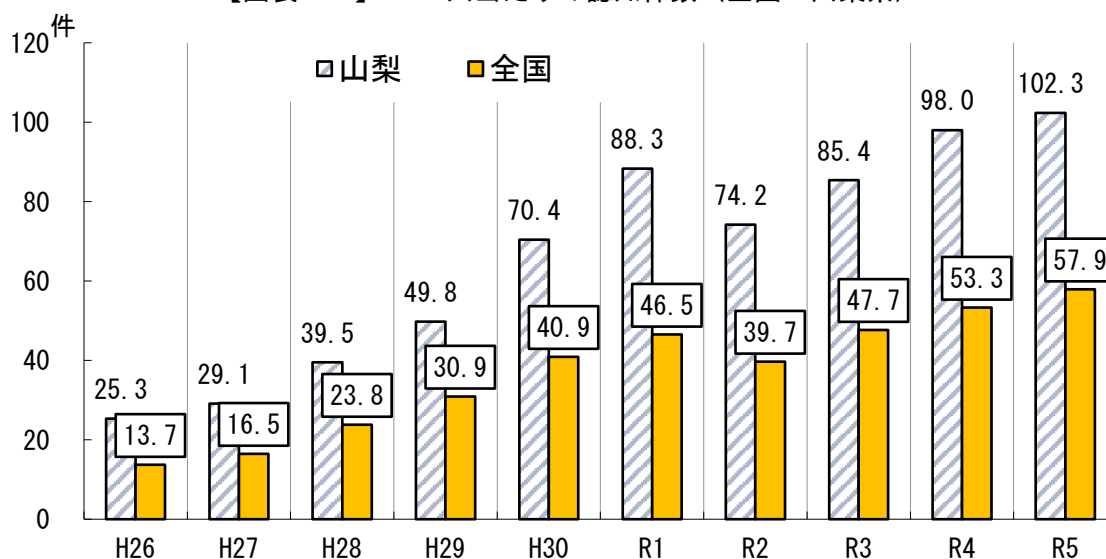
令和5年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）によると、本県のいじめの認知件数は、小学校で7,197件、中学校で1,340件、高等学校で190件、特別支援学校では25件、合計8,752件となっており、前年度よりも増加しています。【図表24・25】

いじめ認知件数の増加は、平成25年の「いじめ対策推進法」の施行に伴い、いじめ発見のきっかけとなる「アンケート調査」実施時に、積極的に認知する姿勢が学校現場に浸透したほか、ささいなけんかにも注目して早期発見に努めるようになったことが要因として考えられます。

【図表24】いじめ認知件数の推移（山梨県の国公立立）



【図表25】1000人当たりの認知件数（全国・山梨県）

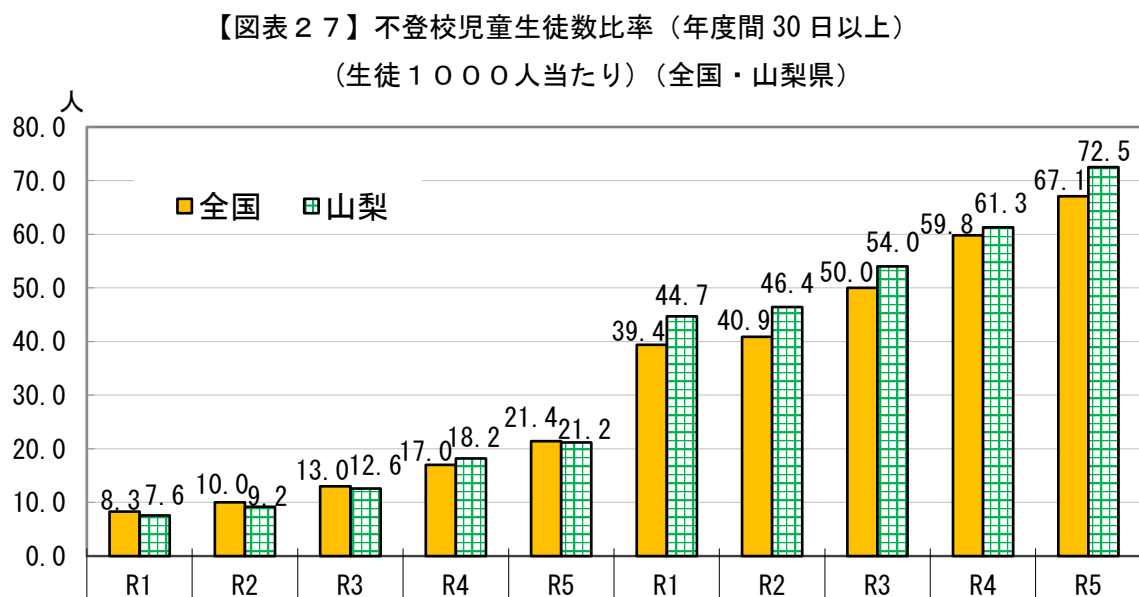
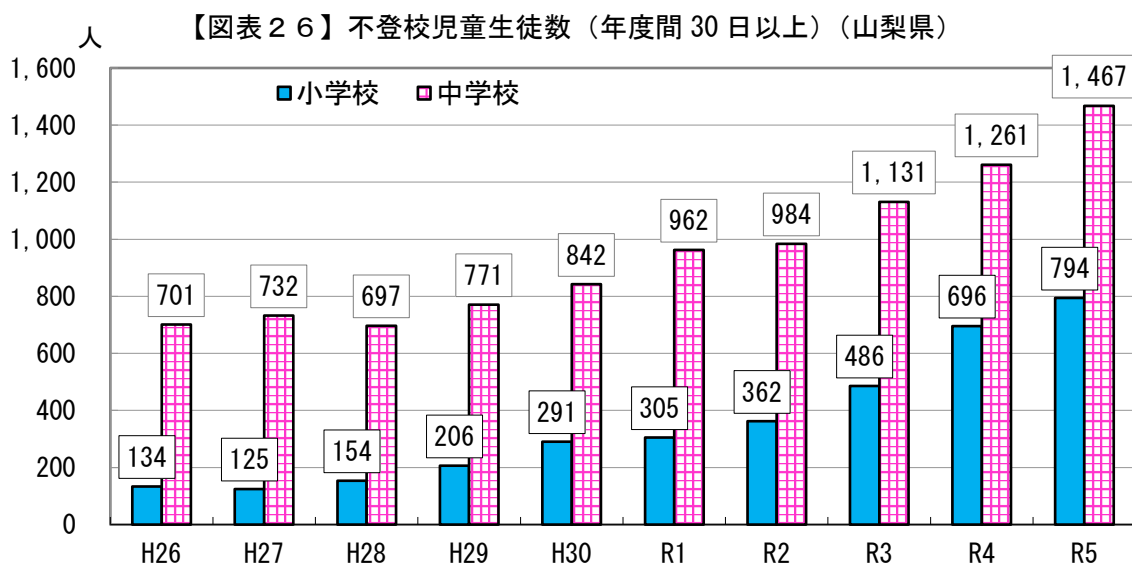


資料（24・25）：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（令和5年）

県内の令和5年度の不登校児童生徒数は、小学校で794人、中学校で1,467人、合計2,261人となっています。【図表26】

1,000人当たりの不登校児童生徒数でみると、小学校児童は21.2人と全国平均を0.2人下回り、中学校生徒は72.5人と全国平均を5.4人上回っています。【図表27】

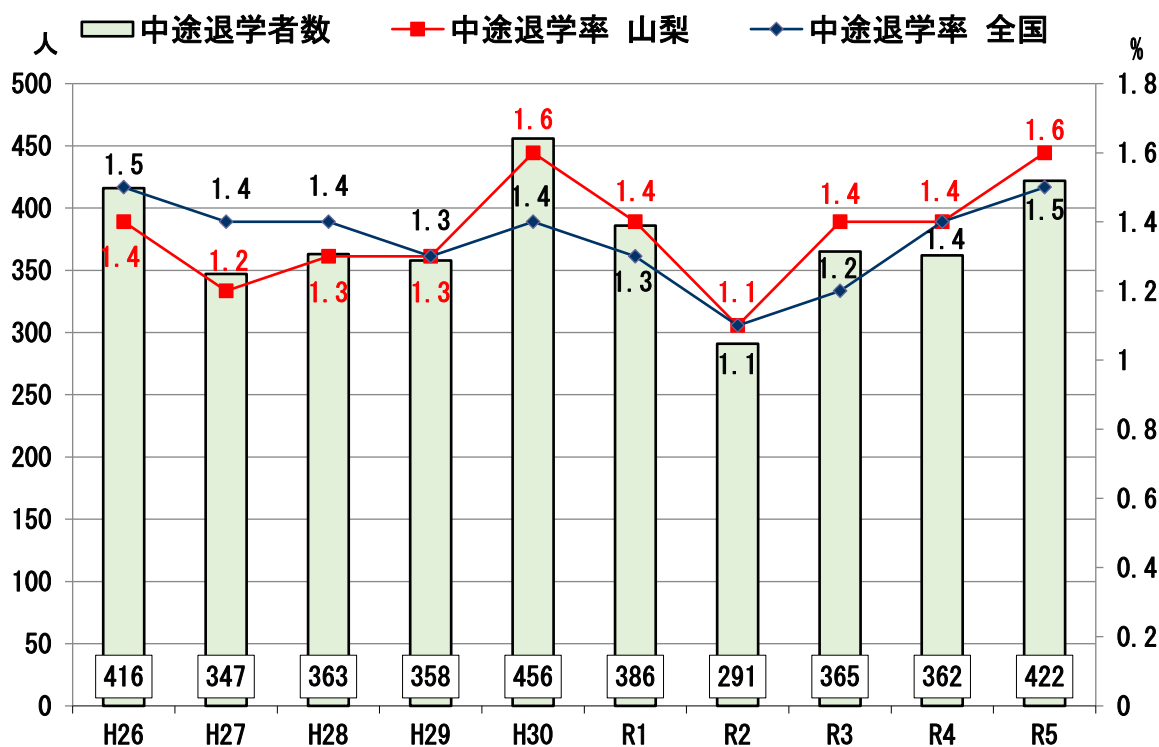
中学校段階から不登校が増加するのは、小学校から中学校に進学した際に、学習内容や生活リズムの変化に馴染むことができずに不登校となる「中1ギャップ」が原因の1つと考えられています。



資料（26・27）：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（令和5年）

一方、令和5年度の本県の高等学校の中途退学者は、前年度より60人増加の422人で、在籍者数に占める割合（中途退学率）は1.6%になっています。【図表28】

【図表28】 中途退学者数及び中途退学率の推移（全国・山梨県）

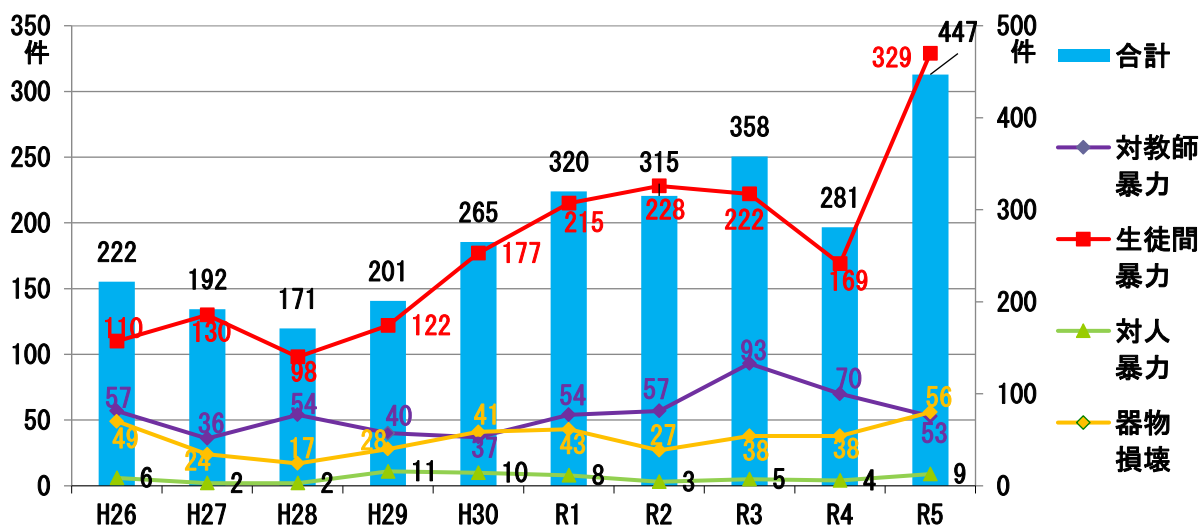


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（令和5年）

本県の公立私立小・中学校及び高等学校における児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、令和5年度は447件であり、前年度と比較して166件増加しています。【図表29】

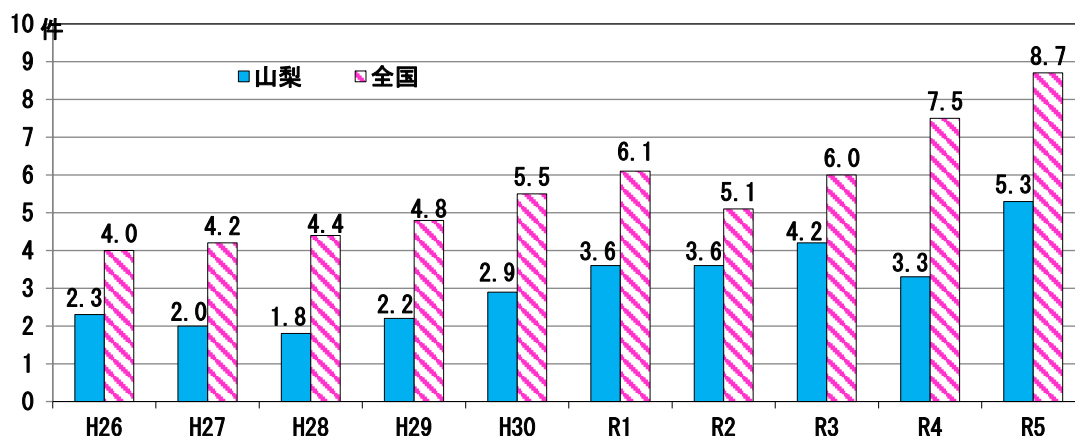
1000人あたりの暴力行為発生件数で見ると、5.3件と全国平均を3.4件下回っていますが、増加傾向にあります。【図表30】

【図表 29】暴力行為の発生件数の推移（山梨県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（令和5年）

【図表 30】暴力行為1000人当たりの発生件数（全国・山梨県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（令和5年）

児童生徒の問題行動への対応には、学校と家庭、地域社会、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

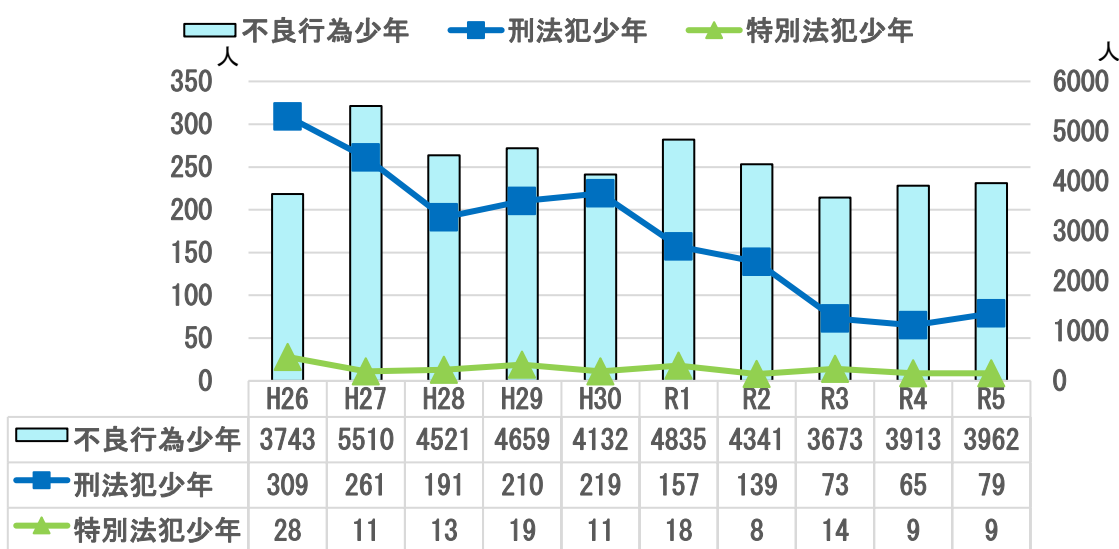
#### (4) 少年非行の状況

本県の青少年非行の状況は、刑法犯・不良行為は減少傾向にありましたが、最近横ばい状態にあり、共犯や再犯の防止など依然予断を許さない状況にあります。

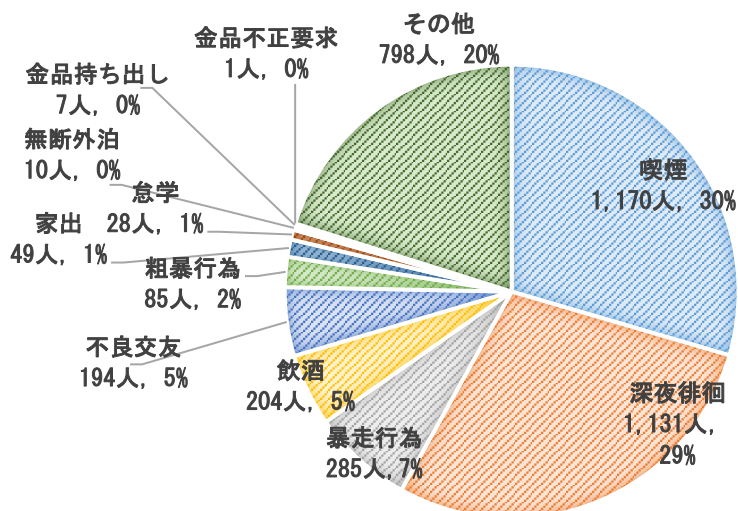
##### 【図表 3 1】

不良行為少年の行為別補導状況としては、喫煙が最も高く 30%、次いで深夜徘徊が 29% を占めています。また、学識別状況では、高校生が 39% と最も高く、年齢別状況では 17 歳が 25% と最も割合が高くなっています。【図表 3 2～3 4】

【図表 3 1】 過去 10 年間の少年非行の推移（山梨県）

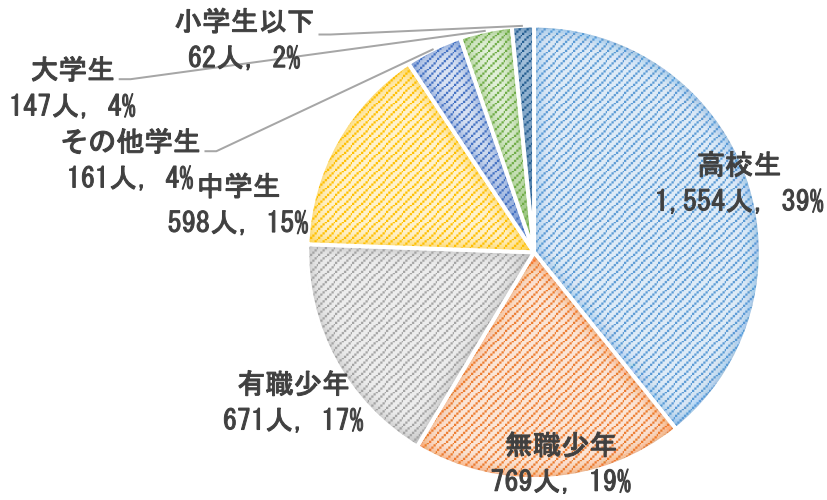


【図表 3 2】 不良行為少年行為別補導状況（令和 5 年：山梨県）

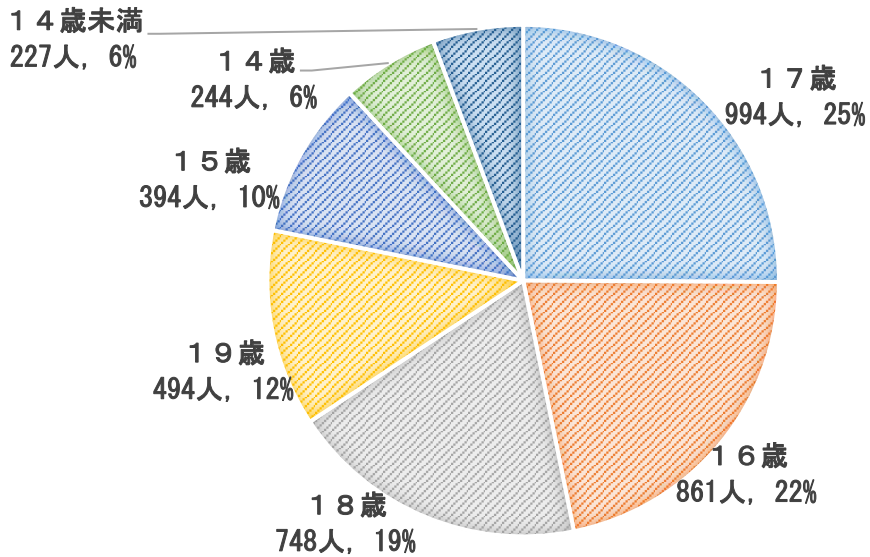


資料（3 1・3 2）：山梨県警察本部人身安全・少年課「少年非行統計」（令和 5 年）

【図表 3 3】不良行為少年学識別状況（令和 5 年：山梨県）



【図表 3 4】不良行為少年年齢別状況（令和 5 年：山梨県）



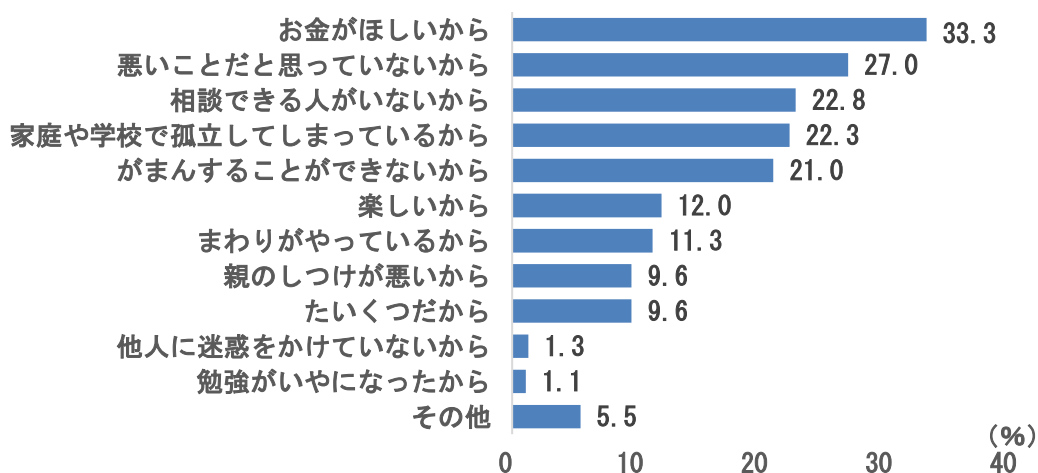
資料（3 3・3 4）：山梨県警察本部人身安全・少年課「少年非行統計」（令和 5 年）

令和5年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、「万引き、暴力行為、恐喝などの非行をするのはなぜか」の問いに対し、「お金がほしいから」33.3%、「悪いことだと思っていないから」27.0%、「相談できる人がいないから」22.8%の順になっています。【図表35】

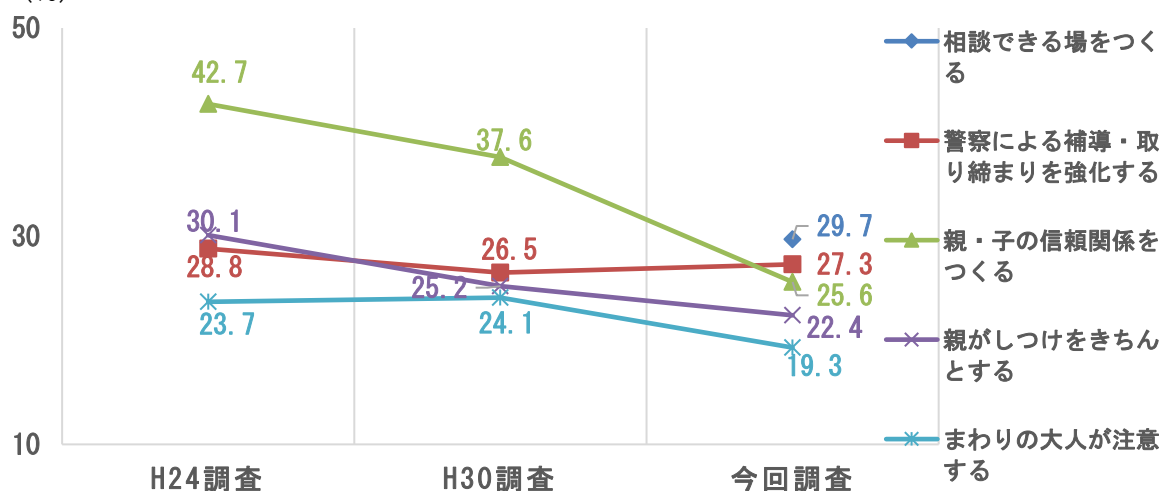
また、「非行をなくすためには何が必要か」の問いに対しては、「相談できる場をつくる」が29.7%と最も高くなっています。過去調査と比較すると「親・子の信頼関係をつくる」が25.6%と前回調査(平成30年)の37.6%から大幅に減少しています。【図表36】

青少年の非行の未然防止のため、子ども・若者がそれぞれの個性を生かし活躍できる場や機会を地域社会の中で設けていくことは大切です。また、問題行動への早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直り支援をしていく必要があります。

【図表35】万引き、暴力行為、恐喝などの非行をするのはなぜか（山梨県）



(%)【図表36】非行をなくすためには何が必要か（過去調査との比較）（山梨県）



資料 (35・36) : 県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(令和5年)



### (5) 子どもの貧困の状況

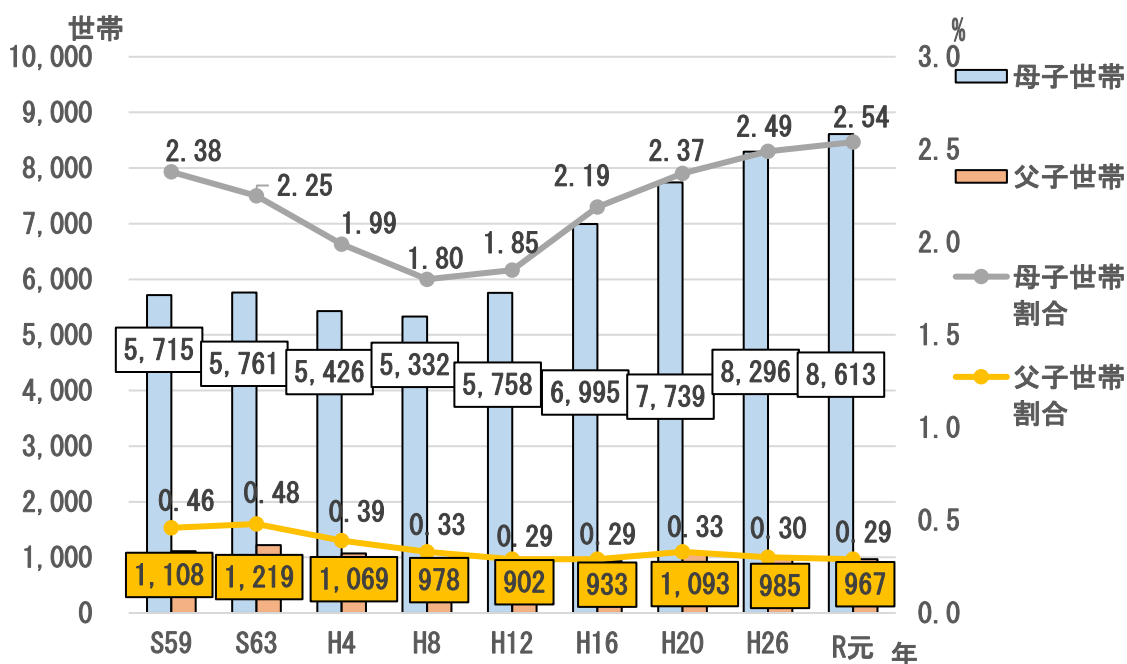
「やまなし子どもの生活アンケート」（平成29年）によると、本県の子どもの相対的貧困率は、10.6%（約10人に1人の割合）となっています。令和4年に厚生労働省が公表した「国民生活基礎調査」の結果によると、国全体の子どもの貧困率は11.5%（約8.7人に1人の割合）で、本県の子どもの貧困率の方が低くなっています。

子どもの貧困の問題は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さ、学習を含めた様々な体験の機会の喪失、自己肯定感、自尊感情の低下など様々な問題を含んでいます。また、経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭なども増加しており、世代を超えて貧困の状況がつながっていく「貧困の連鎖」も課題となっています。

家庭の経済状況によって、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることがないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められます。

児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の推移をみると、父子世帯割合はほぼ横ばい状態ですが、母子世帯は平成8年を境に増加傾向にあります。本県における令和元年の母子世帯数は8,613世帯あり、児童がいる全世帯の2.54%となっています。ひとり親家庭、中でも母子世帯の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの進学等への影響が懸念されます。【図表37】

【図表37】ひとり親家庭の推移（山梨県）



資料：山梨県子育て支援局子ども福祉課「山梨県ひとり親家庭実態調査」（令和元年）

## (6) 若者の自殺の状況

令和5年の「人口動態統計」によると、10代、20代、30代の死因の第1位は自殺となっています。20代・30代では、自殺死亡者数がそれぞれ2位の死亡者数の3倍から5倍近くの数になっています。【図表38】

また、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）によると、令和5年度の児童生徒の自殺の状況（学校から報告のあったもの）は、高校生260人、中学生126人で中学生はここ10年で徐々に増加していることがわかります。【図表39】

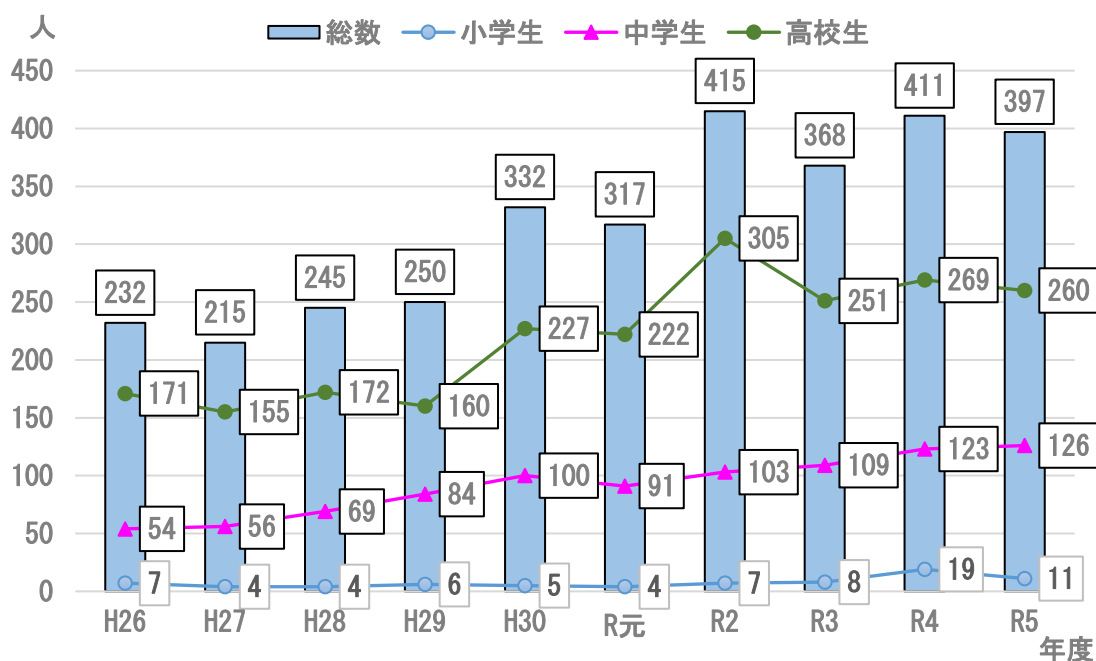
自殺は、貧困や家庭環境のトラブルなど、社会全体で取り組むべき課題が要因にあるとも言われています。未来を担う若者たちによる悲しい決断を止めるためにも、当事者意識を持って包括的に解決していくことが求められます。

【図表38】年齢階級別死因順位〔人口10万対〕（全国）（令和5年）

	10~14歳		15~19歳		20~24歳		25~29歳		30~34歳		35~39歳	
	死因	数(人)	死因	数(人)	死因	数(人)	死因	数(人)	死因	数(人)	死因	数(人)
1位	自殺	55	自殺	351	自殺	731	自殺	809	自殺	857	自殺	973
2位	悪性新生物	43	不慮の事故	130	不慮の事故	205	不慮の事故	163	悪性新生物	184	悪性新生物	379
3位	不慮の事故	32	悪性新生物	72	悪性新生物	94	悪性新生物	127	不慮の事故	150	心疾患	301

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和5年）

【図表39】児童生徒の自殺の状況（学校から報告のあったもの）（全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年）

## (7) 児童虐待の状況

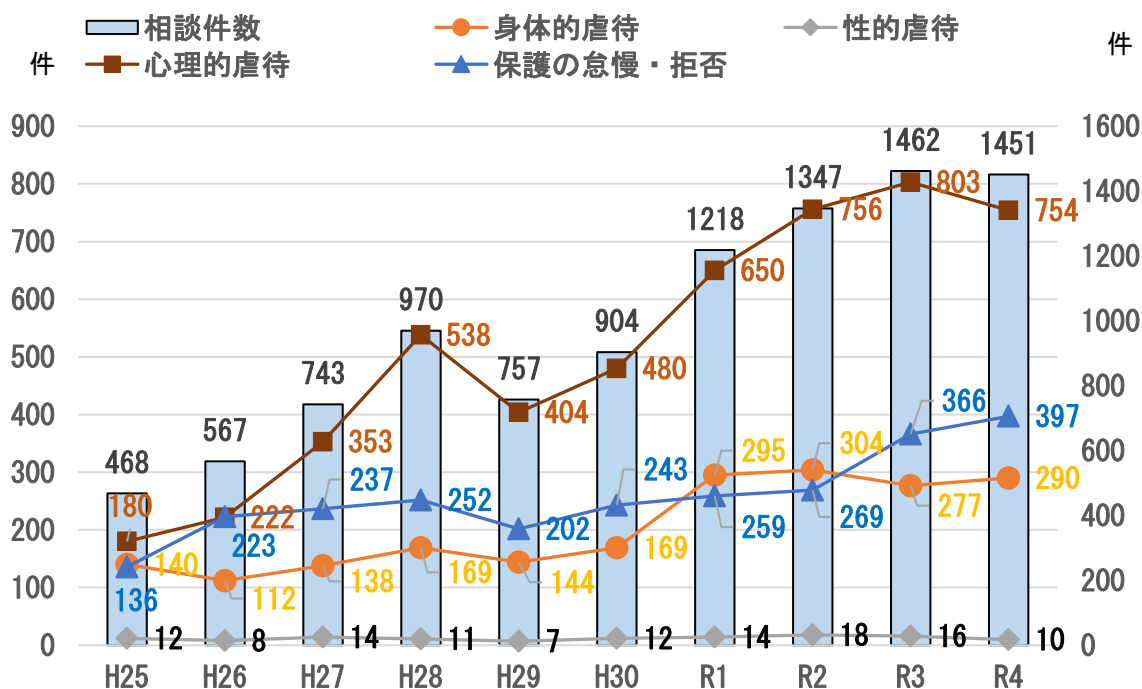
令和4年の「福祉行政報告例」（厚生労働省）によると、県内の児童相談所で対応した児童虐待の相談件数は増加の傾向にあります。平成25年の相談件数468件と比較すると、令和4年はおよそ3倍に増加し、1,451件の相談件数となっています。

相談内容は、心理的虐待が754件で最も多く、全相談件数の半数を超えており、以下、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）397件、身体的虐待290件、性的虐待10件と続きます。【図表40】

子どもの心身の発達及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待を社会全体で予防するとともに、学校、地域社会、行政、各関係機関が連携しながら、個々のケースへの的確で迅速な対応が求められています。

また、これから親となる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めるなど家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充実など、支援体制を整備していくとともに、子育てを家庭だけに任せず、地域社会も含めて全体で見守っていくことが必要になります。

【図表40】児童虐待相談種別対応件数の推移（山梨県、児童相談所分）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（平成25年～令和4年）

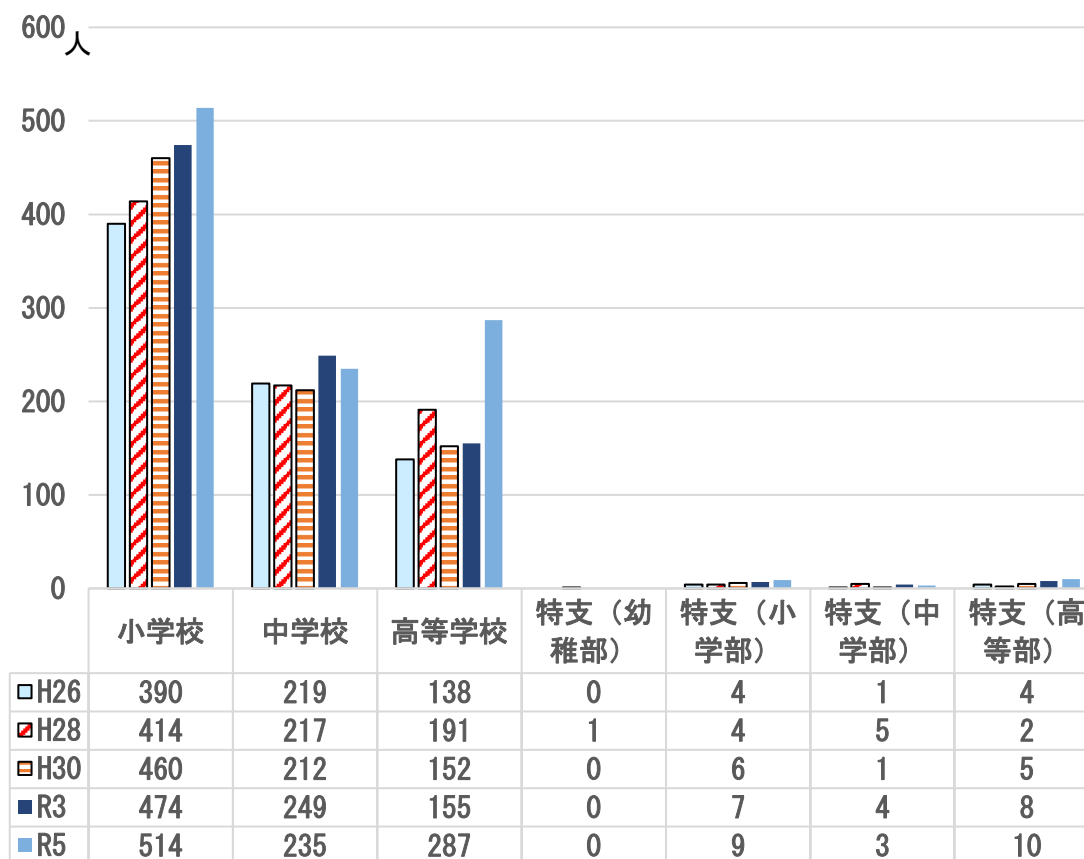
## (8) 外国人児童生徒

本県の「学校基本調査」によると、公立学校に在籍する外国人の子どもの数（令和5年発表）は、小学校は514人、中学校は235人、高等学校は287人となっており、増加傾向にあります。【図表41】

また、日本語指導が必要な子どもの数も令和5年度は、小学校302人、中学校140人、高等学校・特別支援学校の34人を合わせると、合計476人で、平成26年度と比べると257人の増加です。【図表42】

小学1年生から中学3年生の外国人児童生徒のうちで、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足など様々な理由で、学齢期でありながら就学していない子どもたちも多少なりともいます。

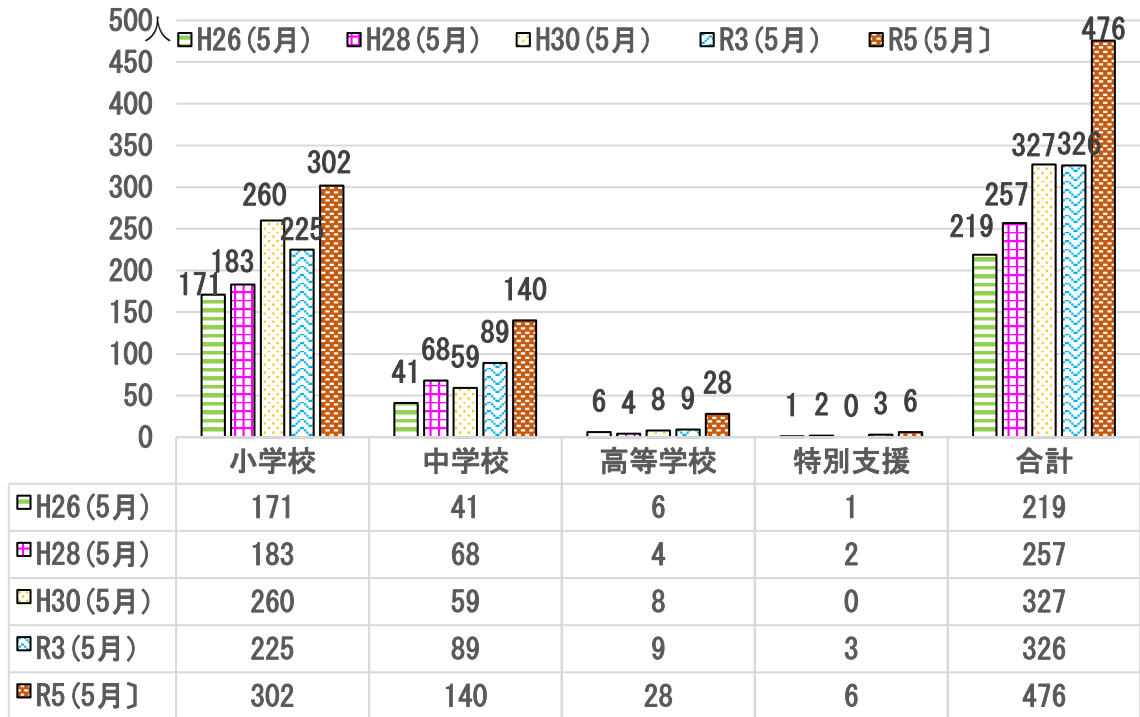
【図表41】外国人児童生徒数の推移（山梨県）



□H26 ▨H28 ▩H30 ■R3 ■R5

資料：県統計調査課「学校基本調査」（令和5年）

【図表 4 2】日本語指導が必要な外国人児童生徒（山梨県）

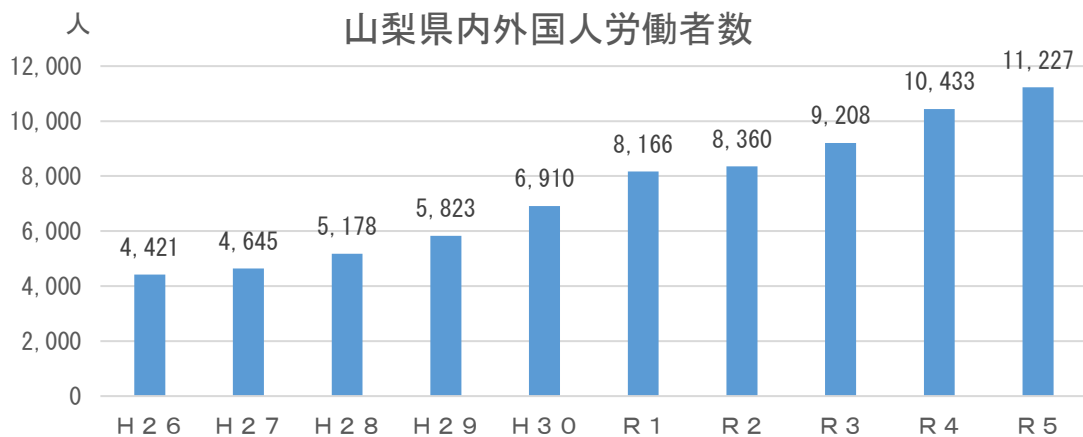


資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」（令和5年）

平成31年4月より外国人労働者の受け入れ拡大が開始し、本県に在住する外国人労働者の数も年々増加しています。【図表 4 3】

言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人の子どもについても、同じ地域の一員として健やかに成長していけるよう、地域全体の意識の醸成を図る取り組みや教育環境の整備等を行う必要があります。

【図表 4 3】外国人労働者の概要（山梨県）



資料：厚生労働省山梨県労働局「山梨県内の『外国人雇用状況』について」（令和5年）

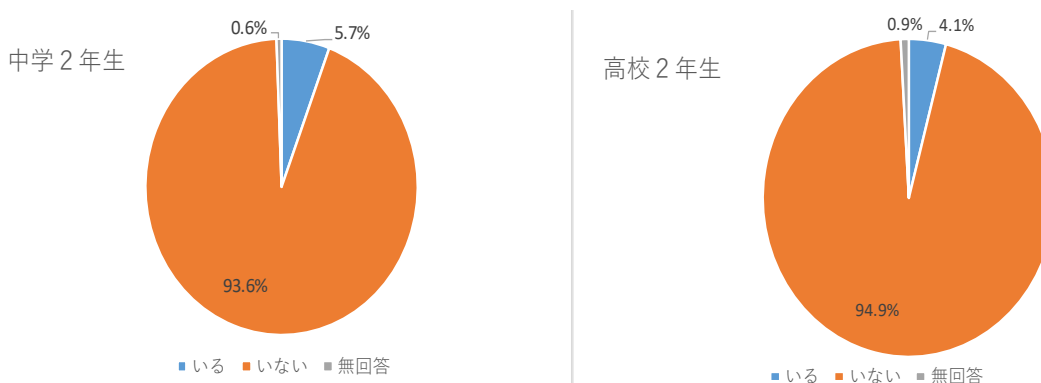
### (9) ヤングケアラー

令和3年の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、中学2年生の5.7%（約17.5人に1人）、高校2年生の4.1%（約24.4人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答しています。【図表44】

当課で実施した令和5年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、中学生（12歳～14歳）は11.2%、高校生は4.3%であり、中学生においては、全国の調査よりもかなり高くなっています。【図表45】

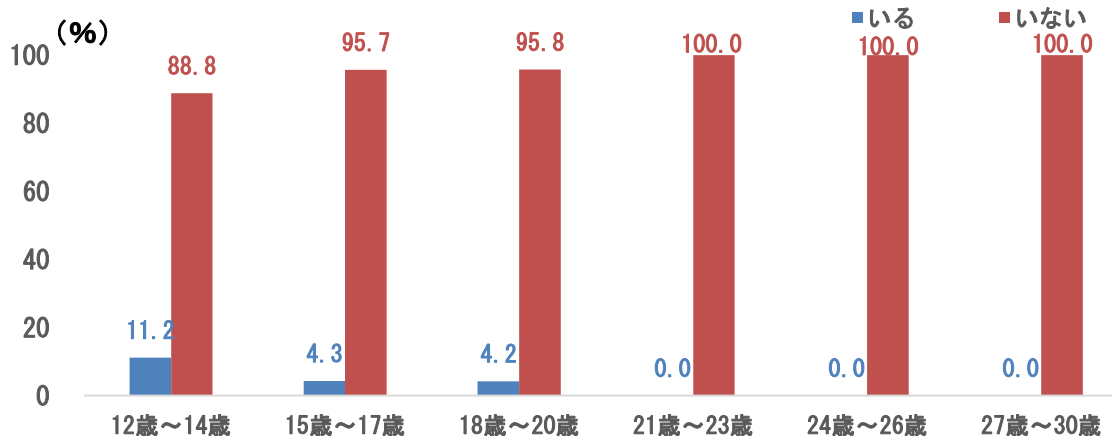
ヤングケアラーの実態は、家庭内のことで見えにくく、適切な相談先がなかったことが、実態把握されてこなかった要因ともいわれています。学校関係者やケアマネージャーなどの支援者だけでなく、ヤングケアラーの子どもたちがいるという視点を、まずは一人ひとりが認識することが大切です。その上で、居場所づくり・学習支援・食事の支援など、社会全体でヤングケアラーの子どもたちを守る取り組みを推進していく必要があります。

【図表44】世話をしている人がいるか（全国）



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年）

【図表45】家族の中に、お世話をしている人はいるか（山梨県）



資料：県生涯学習課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（令和5年）

### 3 家庭・地域と子ども・若者

#### (1) 家庭における教育力

家庭は、子どもにとって安らぎの場であり、食事やあいさつなどの基本的な生活習慣とともに、命の大切さや他者への思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を担っています。

しかし、核家族化・少子化・共働き世帯の増加【図表2・3・4・46】など、家庭をめぐる社会環境の変化やインターネットの普及、親子が家庭で一緒に過ごす時間の減少などにより、家庭内でのコミュニケーション不足が指摘されています。

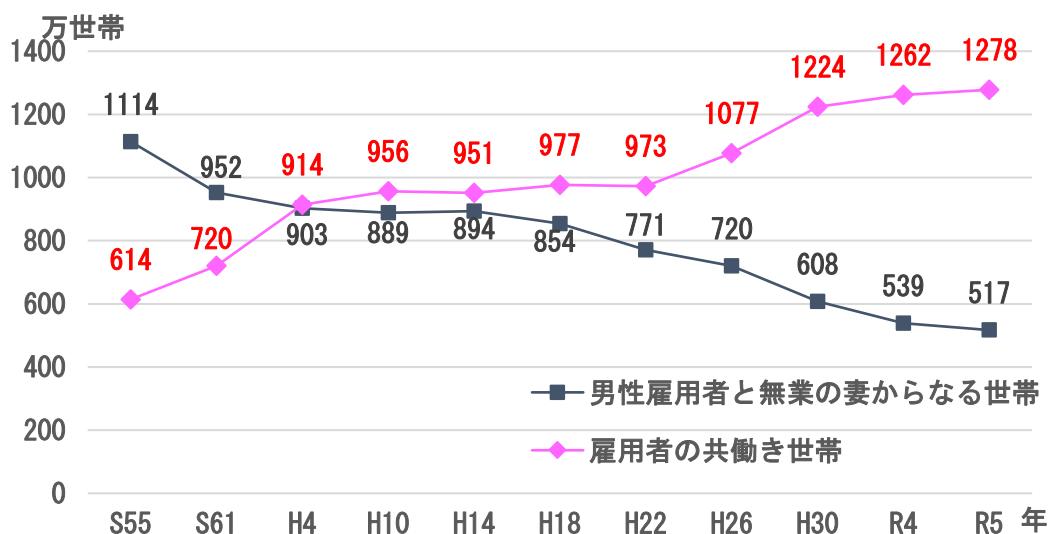
令和2年の「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、平日、子どもとふれ合う時間が2時間以内の保護者が、平成20年は41.6%なのに対し、令和2年は49.5%と増加し、子どもとふれ合う時間が少なくなっていることがわかります。【図表47】

また、令和3年の「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」によると、家庭教育を行う自信の有無について「あまり自信がない」「自信がない」と回答した割合が64.6%とおおよそ3人に2人は、家庭での教育に対して自信がない保護者がいることがわかります。【図表48】

さらに同調査研究では、「子育てをする人にとって地域の支えは重要だと思いますか」の問いに対し、「(とても+やや)重要だと思う」の回答が61.8%となっています。【図表49】

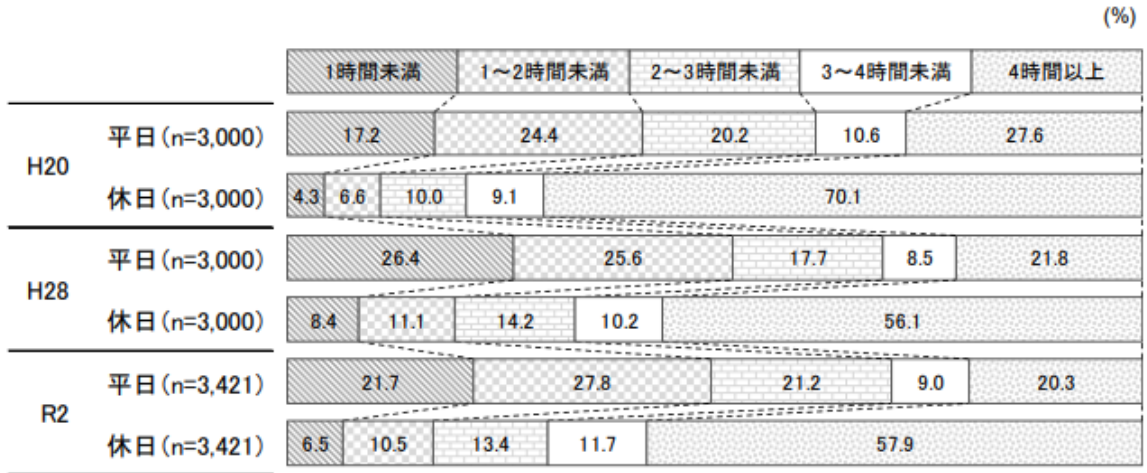
家庭における教育力の向上を図るためには、保護者だけに家庭教育を任せるのではなく、行政や地域、学校などから様々な支援を推進していく必要があります。

【図表46】共働き世帯数の推移（全国）



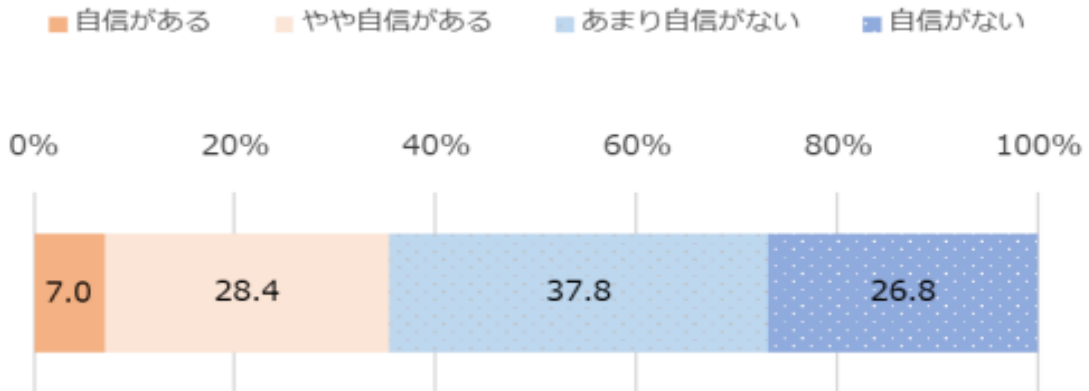
資料：総務省「労働力調査」（昭和55年～令和5年）

【図表4 7】子どもとふれ合う時間が普段一日どのくらいあるか（全国）

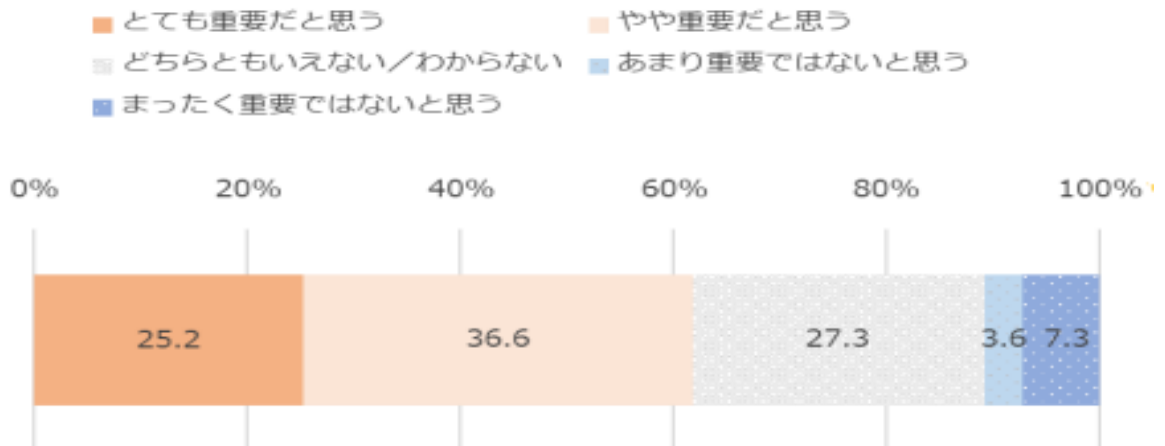


資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（令和2年）

【図表4 8】家庭教育を行う自信の有無（全国）



【図表4 9】子育てにおける地域の支えの重要性について（全国）



資料(48・49)：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（令和3年）



## (2) 地域における教育力

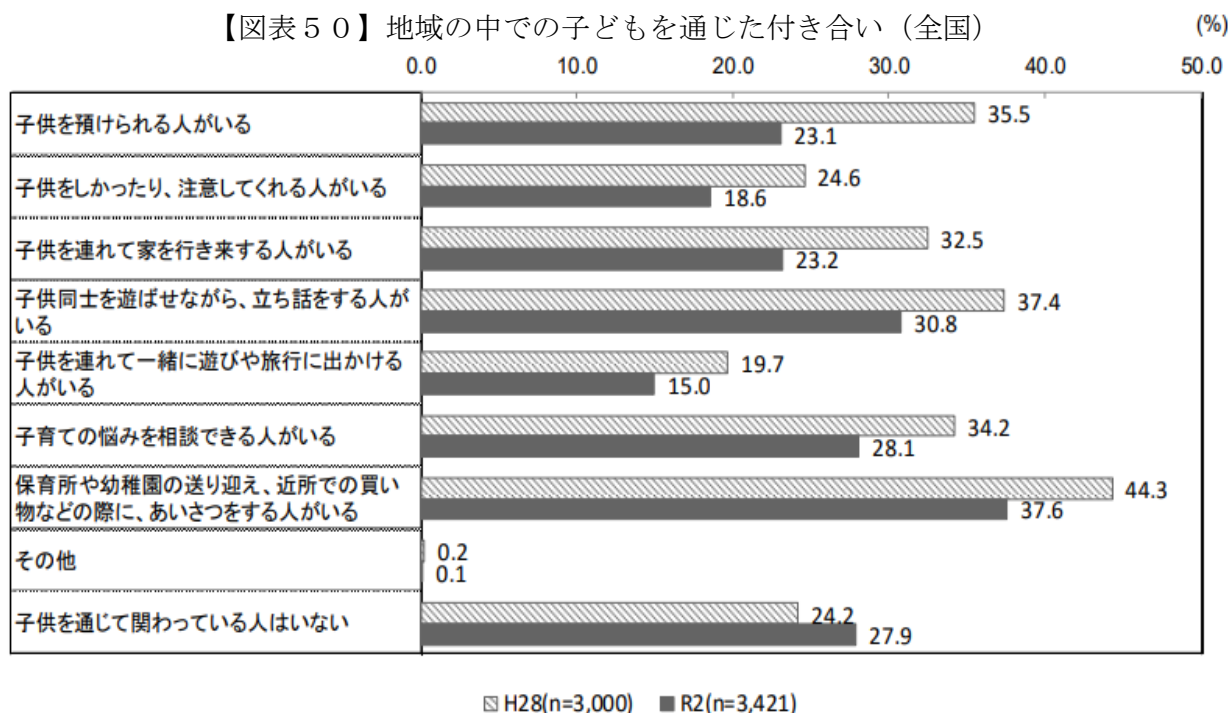
地域は、子どもたちが様々な社会体験活動を行うことなどを通じて、基本的なルールや善悪を判断する力を身につけるとともに、社会づくりに主体的に参加する意欲・態度を育む場として重要な役割を担っています。

しかし、都市化や少子化の進行、人間関係の希薄化などを背景に、子どもたちの異世代との交流や地域行事への参加が減り、子どもたちが地域の様々な人とふれ合う機会が減少するとともに、子ども同士の関わりも少なくなっています。

令和2年「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(文部科学省)によると、地域の中での子どもを通じた付き合いは、平成28年の調査よりも全ての項目で下回っており地域の人との付き合いが希薄になっている様子が読み取れます。【図表50】

これらのことから、子ども・若者の身近なところから日常的なあいさつや会話を広げ、地域とのつながりをつくっていくことや、青少年育成山梨県民会議事業のスローガン「大人が変われば 子どもも変わる」に象徴されるように、大人への意識啓発をはじめとした地域における教育力の向上を図る取組を推進していく必要があります。

【図表50】 地域の中での子どもを通じた付き合い (全国)



資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」(令和2年)